

第2編 震災対策計画編

震災対策計画編

第1章 総則

目 次

第1節	震災対策計画の概要	267
第2節	市の防災環境	268
第3節	市の地震被害	268
第4節	各機関の業務の大綱	272

第1章 総 則

第1節 震災対策計画の概要

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、笠間市防災会議が策定する計画であって、市内の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、市、県及び防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、本市の地域における地震による災害予防、災害応急対策、災害復旧及び東海地震の警戒宣言時の緊急応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とするものである。

第2 計画の用語

この計画において、次の各号にあげる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災対法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 県 茨城県
- (4) 市 笠間市

第3 計画の構成

この計画は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものである。

なお、この計画は、本市の地域における震災対策を体系化したものであって、「笠間市地域防災計画」の中の「震災対策編」とするものである。

第4 基本方針

震災対策計画の基本方針は、次のとおりである。

- (1) 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、震度7の地震も想定した防災対策の確立を図る。
- (2) 地震による被害を最小限とするため、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- (3) 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- (4) 市、県及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民・事業者の役割も明示した計画とする。

第2節 市の防災環境

第1 自然環境の特性

風水害等対策計画編1第3節「市の自然条件」を準用する。

第2 社会環境の特性

風水害等対策計画編1第4節「市の社会条件」を準用する。

第3節 市の地震被害

第1 地震災害の歴史

茨城県における主な地震被害は、下記のとおりである。

日本暦（西暦）	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城の被害状況
弘仁 9. 7. - (818)	関東諸国 (相模湾)	7.9		山崩れ数里、圧死者多数
延宝 5.10. 9(1677)	関東磐城 (房総半島南東沖)	7.4		沿岸に津波、水戸領内で溺死36
明治28. 1.18(1895)	茨城県南東部	7.2		圧死4、負傷34、全壊家屋37
大正10.12. 8(1921)	茨城県南部	7.0	4	墓石多数倒壊、田畑、道路亀裂
大正12. 9. 1(1923)	相模湾 (関東大地震)	7.9	4	死者5、負傷者40、全壊家屋517、半壊家屋681
昭和 5. 6. 1(1930)	茨城県北部沿岸	6.5	5	水戸外で小被害
昭和 6. 9.21(1931)	埼玉県中部 (西埼玉地震)	6.9	5	負傷1、半壊家屋1
昭和 8. 3. 3(1933)	三陸沖	8.1	5	
昭和13. 5.23(1938)	茨城県沖	7.0	5	県北部で小被害
昭和13. 9.22(1938)	茨城県沖	6.5	5	県内で僅少被害
昭和13.11. 5(1938)	福島県沖	7.5	5	県内で僅少被害、鮎川で104cmの津波
昭和62.12.17(1987)	千葉県東方沖	6.7	4	負傷24、家屋の一部破壊1,252
平成12. 7.21(2000)	茨城県沖	6.4	5弱	屋根瓦の落下2棟
平成14. 2.12(2002)	茨城県沖	5.7	5弱	負傷1、建物被害12棟
平成14. 6.14(2002)	茨城県南部	4.9	4	負傷1、建物被害8棟、塀倒壊5
平成15.11.15(2003)	茨城県沖	5.8	4	負傷1
平成16.10. 6(2004)	茨城県南部	5.7	5弱	被害なし
平成17. 2.16(2005)	茨城県南部	5.4	5弱	負傷7
平成17. 4.11(2005)	千葉県北東部	6.1	5強	被害なし
平成17. 8.16(2005)	宮城県沖	7.2	5弱	被害なし
平成17.10.19(2005)	茨城県沖	6.3	5弱	負傷1

※ 震度=ある場所における地震の揺れの強さを表す。

※ マグニチュード=地震を生じた源（震源）の強さを表す。

資料／「災害の記録（茨城の災害）」「消防防災年報」茨城県消防防災課 「茨城の気象百年」水戸地方気象台

第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震

東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8程度）が発生した場合、概ね県南部で震度5弱、その他の地域は震度4以下と予想されている。

茨城県南部直下の地震については下記第3「1 茨城県南部地震」を参照。

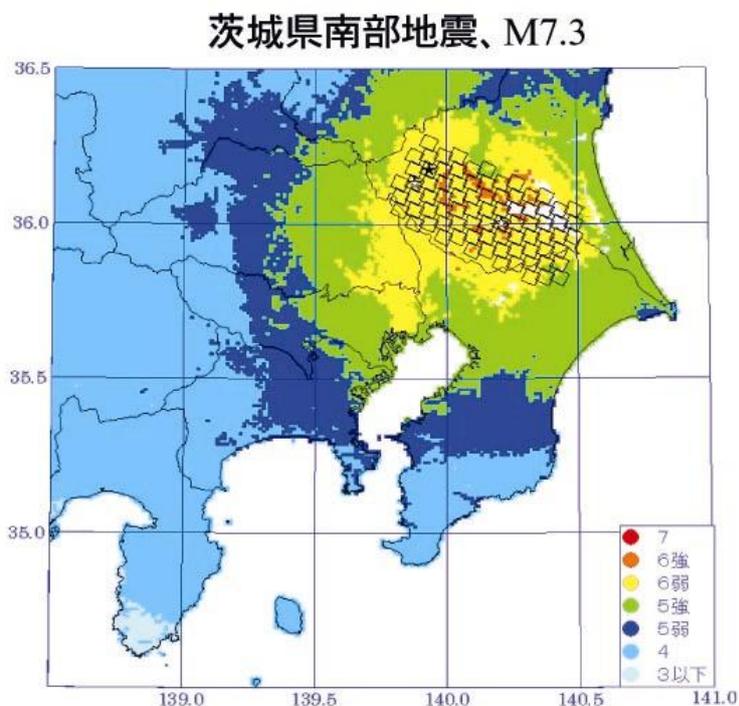
水戸地方気象台の観測結果を参考にする、有感地震が比較的多く発生し、震度5を記録し被害が生じている地震は、鹿島灘、茨城県沖、福島県沖に発生している。しかし、観測資料等が不足しているため、その発生の切迫性を判断することは困難である。今後においては、その地震発生の可能性について県等の意見・調査資料等を参考に検討を講じるものとする。

第3 地震による被害の想定

1 茨城県南部地震の影響

平成17年7月の中央防災会議による「首都直下地震対策専門調査会報告」によると、フィリピン海プレートと北米プレートの境界の地震の一つとして上げられている茨城県南部地震は、マグニチュード7.3の地震が発生することが予想され、特に強い揺れとはならないが、震度6弱の広がり大きく、本市においても震度6弱の地震動が予測される。

震度6弱以上の地震が発生した場合には、社会的混乱の発生が懸念されるため、一層の地震への備え、対応について推進を図るものとする。



2 地震被害想定

本計画では、マグニチュード8規模の地震が市役所付近を震源として発生した場合における被害想定を下表のとおり設定し実施した。

被害想定発災時期及び震源の条件等

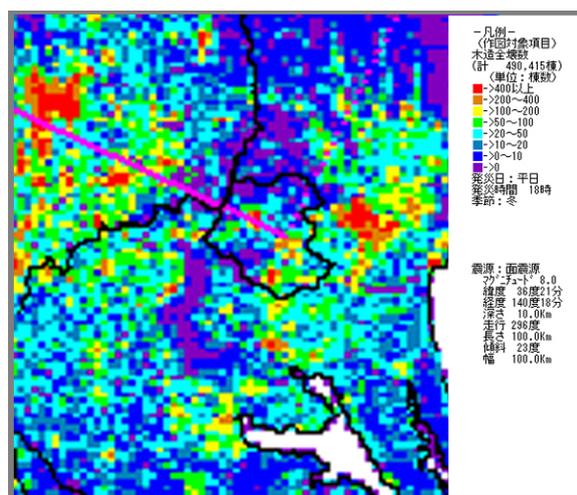
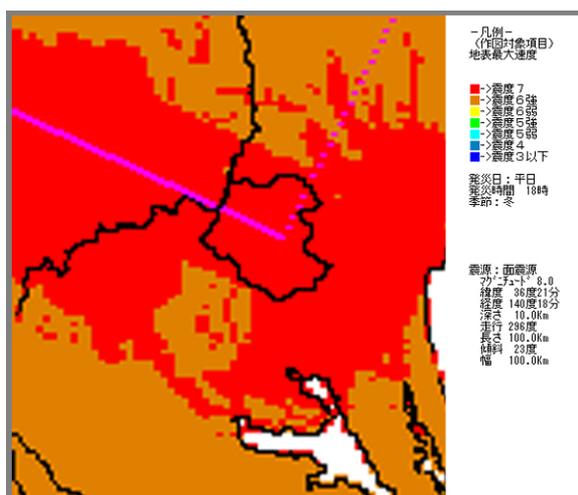
発災時期	震源のパラメータ							震源の種類
	マグニチュード	位置	深さ	走行	長さ	傾斜角	幅	
冬期 平日 18時	8	経度36度21分 緯度140度18分	10km	296度	100km	23度	100km	面震源

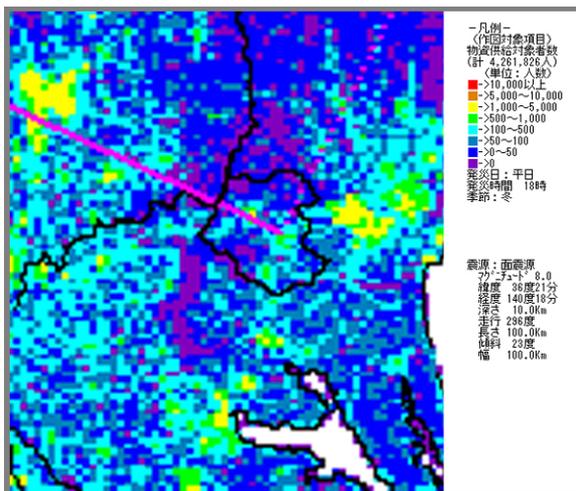
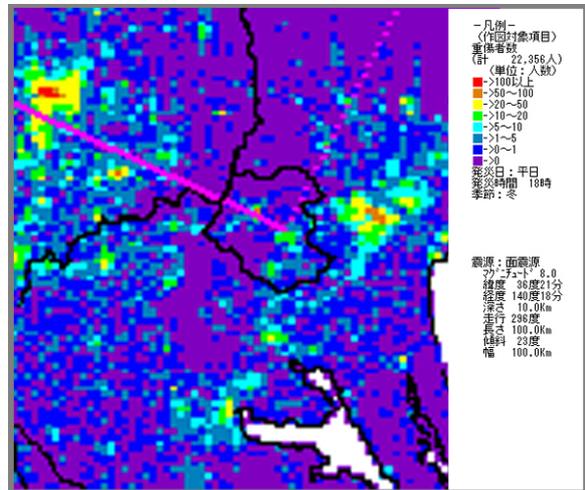
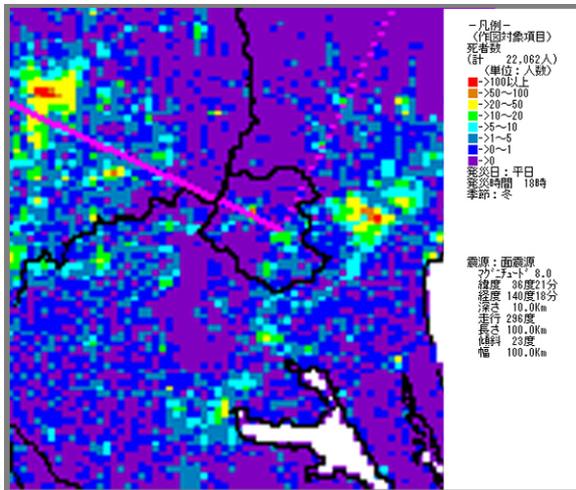
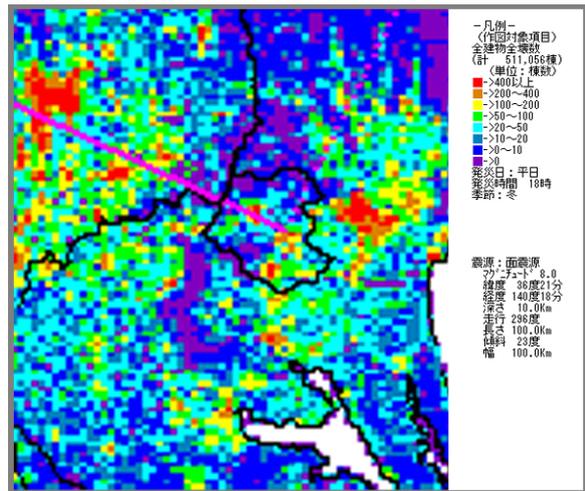
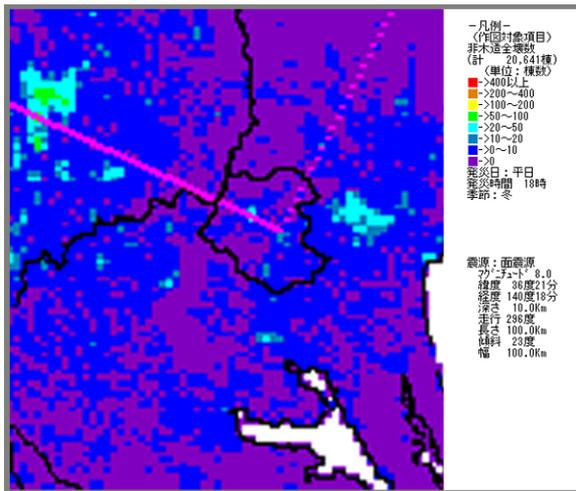
その結果をみると、笠間市全域で震度7となり、建物被害については、木造建物全壊数が12,599棟、非木造建物全壊数が485棟になり、建物全体の全壊数では13,084棟となった。また、人的被害については、死者412人、負傷者11,000人に上ることが想定される。

建物被害及び人的被害の想定結果

建物被害 (単位：棟)	木造建物全壊数				非木造建物全壊数			全建物全壊数
	昭和46年以前	昭和56年以前	昭和57年以降	昭和56年以前	昭和57年以後			
笠間市	12,599	8,749	2,878	972	485	377	108	13,084
笠間地区	5,344	3,934	1,119	291	194	162	32	5,538
友部地区	3,967	2,336	1,156	475	170	119	51	4,137
岩間地区	3,288	2,479	603	206	121	96	25	3,409
茨城県	177,279	127,357	39,474	10,448	6,596	5,180	1,416	183,875

人的被害 (単位：人)	死者数			負傷者数			物資供給対象者数
	木造建物死者数	非木造建物死者数		重篤者数	重傷者数	軽傷者数	
笠間市	412	411	1	11,000	73	427	10,500
笠間地区	161	160	1	4,323	28	168	4,127
友部地区	160	160	0	4,408	29	167	4,212
岩間地区	91	91	0	2,269	16	92	2,161
茨城県	8,053	8,019	34	400,012	1,268	8,171	390,573





第4節 各機関の業務の大綱

風水害等対策計画編1第5節「防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

震災対策計画編

第2章 震災予防計画

目 次

第1節	震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	273
第1	対策に携わる組織の整備	273
第2	相互応援体制の整備	274
第3	防災組織等の活動体制の整備	275
第4	情報通信ネットワークの整備	275
第2節	地震に強いまちづくり	276
第1	防災まちづくりの推進	276
第2	建築物の不燃化・耐震化の推進	279
第4	ライフライン施設の耐震化の推進	282
第5	地盤災害防止対策の推進	285
第6	危険物等施設の安全確保	287
第3節	地震被害軽減への備え	288
第1	緊急輸送への備え	288
第2	消防活動、救助・救急活動への備え	289
第3	医療救護活動への備え	292
第4	被災者支援のための備え	293
第5	災害時要援護者安全確保のための備え	296
第4節	防災教育・訓練	298
第1	防災教育	298
第2	防災訓練	299
第3	災害に関する調査研究	301

第2章 震災予防計画

第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

関係機関

各課共通

1 計画の方針

震災対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、また防災関係機関との連携を強化していくものとする。

2 活動体系の全体像

市は、災対法第16条に基づき、笠間市防災会議を設置し、地域の災害特性及び地域特性に対応した市地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画を作成し、対策推進を行う。

3 市の活動体制の整備

市は、日頃より積極的に地震防災対策を推進するとともに、災害時において円滑に応急対策を実施するため、職員に対し日常業務とは異なる震災時の担当業務やその実施体制、さらには必要な知識や心構えなど、次の事項について、研修会等を通じ周知徹底を図る。

- (1) 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- (2) 災害時における体制（動員体制等）
- (3) 市地域防災計画の内容
- (4) 市の地震被害想定調査の結果
- (5) 地震に関する基礎知識

市は、震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等を作成し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう整備を図る。また各部においては、災害時に他部とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど各部間の連携体制を整備しておくものとする。また、震災時には、十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を推進するものとする。

第2 相互応援体制の整備

関係機関

総務部

1 計画の方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

2 相互応援

(1) 協定の締結

大規模災害時には、本市だけで全ての対策を行うことは困難であり、また隣接する市町村は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、隣接する市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要である。

市は、本市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、隣接する県の市町村と行う「消防相互応援協定」を締結している。

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(3) 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

3 県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

4 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、震災時において応急対策等についてその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

第3 防災組織等の活動体制の整備

風水害等対策計画編2第1章第13節「防災組織等の活動体制整備計画」を準用する。

第4 情報通信ネットワークの整備

関係機関

各課共通

震災時、正確な情報を迅速、的確に収集し、伝達するため通信施設等の整備に努めるものとする。なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第1章第8節「情報通信設備等の整備計画」の定めによるものとする。

1 通信連絡体制の整備

震災時には、施設の被害又は市内外からの急激な通話量の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想されるので、市は、次のような対策の推進を図るものとする。

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

(3) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

2 市における通信機器の整備状況

(1) 市防災行政無線

市内全域に配備した市防災行政無線を活用し、災害発生時の迅速な情報伝達を行う。

(2) 県防災情報システム

県からの防災に関する情報の収集及び県への通報

(3) 公共ネットワーク

市内の公共施設と県、国からの防災に関する情報通信網として、公共ネットワークを活用する。

3 アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

第2節 地震に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

関係機関

各課共通

1 計画の方針

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉え、震災による被害を最小限にするため、建築物の不燃化を図るとともに、道路・緑地・公園等の延焼遮断帯の確保、木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地・避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

2 市域の現況

本市には防災上危険な木造住宅も存在しており、住宅開発の促進が必要と思われる。

また、道路も交通量に対応した拡幅整備が遅れているため、その整備促進を図ることが今後の課題となっている。

3 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを市マスタープラン等の都市計画マスタープランへ位置づける。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

4 防災拠点の整備

市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

5 市街地再開発の推進

市は、木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の面的整備事業を推進する。

6 道路の整備

震災時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果、避難路及び緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設及び拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープン・スペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。このため、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備及び地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。その際、都市の構造、交通及び防災等

総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

7 避難施設の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難所及び避難路等の整備に関する計画の作成に努めるものとする。

(2) 耐震診断の推進

平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

(3) 避難所

市は、延焼火災、山崖崩れ、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難所の整備を行う。

避難所は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造の学校、公民館、体育館等の公共施設とし、公園、広場等を一時集結場所とする。

(4) 広域避難場所

広域避難場所を指定する場合は、次の設置基準に従って整備を行う。

ア 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難場所は要避難地区住民のすべてを収容できるよう配置するものとする。

ウ 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。

エ 広域避難場所は、大規模な崖くずれや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

オ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。

カ 地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。

(5) 避難路の確保

広域避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定するものとする。さらに、市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行に努めるものとする。

ア 避難道路は概ね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険施設がないこと。

イ 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。

8 緑地の整備

緑地は、火災の延焼防止地として重要な役割を担っており、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図るとともに、住宅地域においては、植樹等の措置を推進し、延焼の防止を図るものとする。

9 消防水利の整備

消防水利は、人員及び機械と共に消防の3要素の1つであるとともに消防力の基幹である。迅速な初期消火活動を図るためにも、市内に点在するため池や河川の自然水利の効果的活用及び防火水槽、消火栓の不足地域への適切な設置を図るものとする。

第2 建築物の不燃化・耐震化の推進

関係機関

各課共通

1 計画の方針

地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化の推進を図る。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進するものとする。

2 建築物の耐震化の推進

(1) 既存建築物の耐震化

市は県や茨城県建築士会の協力を得て、建築士による耐震診断や建築技術者及び建築物所有者等への広報活動、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等への指導、木造住宅耐震診断士による耐震診断の促進に努め、既存建築物の耐震性の向上を図る。

(2) 応急危険度判定体制の確立

ア 判定士の養成

余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士の養成を推進するものとする。

イ 動員体制の整備

地震災害時に迅速な応急危険度判定活動を行うため、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

(3) 建築物の落下物対策の推進

ア ガラス、看板等の落下防止

多数の人が通行する道路等に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止等の安全対策の実施を指導するとともに、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

(ア) 市は、市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

(イ) 市は市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
なお、実態調査は通学路、避難路及び避難所等に重点を置く。

(ウ) 市は、ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

(エ) 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める基準の遵守を指導する。

3 建築物の不燃化の推進

(1) 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し震災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、

容積率が500%以上の商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元市民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造りまたは葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。

(3) 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

4 液状化被害予防対策の推進

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を未然に防止するため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。地盤の液状化のおそれが予想される地域においては建築物等の被害を未然に防止するため、地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、必要な対策を講ずるよう指導するものとする。

5 防災対策拠点施設の耐震性の確保

災害時において災害対策本部の置かれる市役所、避難所となる学校、また病院、診療所、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行う耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

6 文化財保護

市及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の設備を促進する。

あわせて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第3 土木施設の耐震化の推進

関係機関

各課共通

1 計画の方針

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

2 土木施設の耐震化の推進

(1) 道路施設の耐震性の向上

緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、また円滑な消防活動の実施及びライフラインの安全性の向上のため、停車帯、路肩の整備、歩道等の拡幅の整備等を推進し、円滑な道路交通の確保に努めるものとする。また、橋梁部については、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を推進する。

(2) ため池の耐震化の推進

市は、受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震事業化の推進に努める。

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

関係機関	
上下水道部 都市建設部	N T T (株) 東京電力(株)

1 計画の方針

電力、電話、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講ずることはより重要かつ有効である。このため、各施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

2 電力施設の耐震化（東京電力(株)茨城支店）

(1) 電力施設の現況

ア 変電設備

機器の耐震は、変電設備の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ 送電設備

(ア) 架空線

送電用鉄塔の地震力の影響は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に示されている水平震度法によって設計した場合、鉄塔並びに基礎は氷雪、風圧及び不平均張力による荷重の方が大きいいため、これに基づき設計を行う。ただし、軟弱地盤の特殊基礎については地震力について配慮する。

(イ) 地中線

耐震シミュレーション等による評価や関係専門分野の知見に基づき、液状化等の地盤条件に応じた可能性を確保する。

(ウ) 配電設備

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これにより設計する。

(エ) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 耐震化の方針

電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、各設備ごとに科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。

(3) 事業計画

全体計画及び実施計画は、「電気施設の現況」に順じ実施するよう努める。

3 電話施設の耐震化（東日本電信電話(株)（茨城支店）、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店））

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施している。

ア 地震等に備えて、主要な電気通信設備等について耐震対策及び耐火構造化を行う。

- (ア) センターマシンを耐震性のあるビルへ設置
- (イ) 機械室設置監視制御用WS、事務室設置システム、端末設備の耐震対策
- (ウ) 旧規格管路設備の計画的更改
- (エ) 電力設備の予備エンジン始動用水槽、液式蓄電池の耐震対策

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行っている。

- ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置とする。
- ウ 大都市等において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。
- エ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失あるいは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を行う。

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画表を作成し現行化を行う。

4 水道施設の耐震化

市は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池及び貯水池の施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

(2) 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め、給水装置及び受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を貯留できるよう配水池容量を拡大するとともに、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

(5) 井戸の調査活用

市内の井戸を調査し、震災時に使用可能な井戸の活用を図る。

5 下水道施設の耐震化

(1) 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設につい

ては、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

ア 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

イ 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

ウ 耐震化の具体例

(ア) 可とう性・伸縮性を有する継手の採用

(イ) 地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

第5 地盤災害防止対策の推進

関係機関

都市建設部

1 計画の方針

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めるものとする。

2 地盤災害危険度の把握

(1) 地盤情報のデータベース化

市は、市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

(2) 地盤情報の公開

市は、上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活動していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

3 土地利用の適正化の誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

(1) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

市は、都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

(2) 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

市は、危険箇所マップの作成等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

4 斜面崩壊防止対策の推進

市は、地震による土砂災害から、市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、現在、国が制度を創設し、全国的に実施しようとしている「斜面判定士」制度を、市もこの方針に沿って積極的に対応する。

5 造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

6 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、市は、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

7 液状化防止対策の推進

市は、液状化による被害を軽減するため、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良を行うよう努める。

第6 危険物等施設の安全確保

風水害等対策計画編6「危険物等災害対策計画」を準用する。

第3節 地震被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

関係機関

総務部 都市建設部

1 計画の方針

地震発生後の消防、人命救助、応急復旧及び救援物資等の輸送等の効果的な実施を図るため、あらかじめ緊急輸送道路の指定及び整備並びに緊急通行車両等の調達体制の整備の推進を図るものとする。

2 緊急輸送道路の指定・整備の要請

本市においては、国道50号、国道355号及び主要地方道宇都宮笠間線、茨城岩間線の4路線が第一次緊急輸送道路として県に指定されている。また、国道1路線、主要地方道5路線、一般県道2路線が第二次緊急輸送道路として指定されている。

市は、緊急輸送道路に指定された施設の管理者に当該緊急道路の耐震強化の推進とその整備を要請するものとする。

3 臨時ヘリポートの確保

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講ずるものとする。

4 緊急通行車両の調達体制の整備

市は、平常時より市有車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、必要に応じて関係団体との協定締結の検討を図り、緊急通行車両の調達体制の整備に努めるものとする。

第2 消防活動、救助・救急活動への備え

関係機関

総務部 消防本部

1 計画の方針

地震の二次災害である火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備、救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出能力の向上を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第1章第10節「火災予防計画」の定めによるものである。

2 出火予防

(1) 一般火気器具からの出火の予防

ア コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともにすばやく火を消すこと、対震自動消火装置を設置すること、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

イ 電気器具からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難する場合などはブレーカを落とすことなどを普及啓発する。

(2) 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行う。また、市はその旨を周知、指導する。

3 消防力の強化

(1) 消防水利の確保

市は、消防水槽の耐震化を推進するとともに、河川、ため池、プール等の消防水利の効果的な利用方法について、あらかじめ検討しておく。

(2) 消防車両・資機材の充実

市は、通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

(3) 消防団の育成・強化

市は、震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進する。

(4) 広域応援体制の整備

ア 広域消防応援協定

大規模震災時に消防本部は広域消防応援協定に基づき、相互に応援活動をするものとする。また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくものとする。

イ 緊急消防援助隊の要請

市の消防力では対応できない大災害が発生した場合には、県に緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。

ウ 防災ヘリコプター等の効果的な運用

地震後の消防活動需要に適切に対応するため、全国航空消防防災協議会により、防災ヘリコプター等の効果的な運用を目的とした調査研究を推進する。

4 救助力の強化

(1) 救助活動体制の強化

市は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

市は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3) 消防団の育成・強化

前項(3)に準ずる。

(4) 広域応援体制の整備

前項(4)に準ずる。

5 救急力の強化

(1) 救急活動体制の強化

市は、大規模な震災によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を実施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

ア 救急救命士の計画的な養成

イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

ウ 救急隊員の専任化の促進

エ 救急教育の早急かつ計画的な実施

オ 消防本部管内の医療機関との連携強化

カ 市民に対する応急手当の普及啓発

(2) 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

市は、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

(3) 集団救急事故対策

市は、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

6 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、震災時における初期消火の実効性を高めるために、消火器、消火バケツ等を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。

(2) 救出・応急手当能力の向上

ア 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、倒壊家屋等からの負傷者救出などに役立つ、ジャッキ、バール、鋸、角

材、鉄パイプ等の救出資機材の備蓄や、市内の建築業者等からの調達を推進する。また、市はこうした地域の取組みを支援する。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたりとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は市民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第3 医療救護活動への備え

関係機関
保健衛生部 市立病院

1 計画の方針

地震災害においては、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より市及び医療機関等は、医療救護活動への備えを図るものとする。

2 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる笠間市立病院、笠間市保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を推進する。また、病院、診療所等医療救護施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じ耐震診断や耐震改修に努めるものとし、市はこれを促進する。

3 医薬品等の確保

市及び医療救護施設においては、定期的に医薬品の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、市は、あらかじめ関係業者との協力体制を確立し、災害時に備えるものとする。

4 防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。また、地域の防災関係機関や地域住民との共同の防災訓練が望まれる。

第4 被災者支援のための備え

関係機関	
総務部	産業経済部
市民生活部	教育委員会

1 計画の方針

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第2章第12節「食糧供給計画」及び同第13節「衣料・生活必需品等供給計画」、同第14節「給水計画」の定めによるものとする。

2 避難所の整備

(1) 避難所の指定

市は、市に関連する地震被害想定の結果に基づき、被災者のうち居住場所を確保できなくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定する。

(指定避難所は、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」を参照)

避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、公民館、体育館等の公共施設とする。

(2) 避難所の耐震性の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ整備し、または必要な時直ちに配備できるよう準備に努めるものとする。主なものは次に示す通りである。

- ア 食糧、飲料水
- イ 生活必需品
- ウ ラジオ
- エ 通信機材
- オ 放送設備
- カ 照明設備（非常用発電機を含む）
- キ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ク 給水用機材
- ケ 救護所及び医療資機材
- コ 物資の集積場所
- サ 仮設の小屋またはテント
- シ 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記など災害時要援護者への配慮を積極的に行っていくものとする。

3 食糧・生活必需品等の備蓄体制の整備

(1) 食糧の備蓄体制の整備

市は、想定される被災人口の概ね3日分を目標として食糧の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備に努めるものとする。

また、災害時において被災者に対する食糧の供給が必要となった場合、米穀、乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、茨城農政事務所長等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。このほか、生産者、茨城中央農業協同組合その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努めることとする。

また、備蓄・調達品目の設定においては、温かいもの、軟らかなものなど高齢者等の災害弱者への配慮をするものとする。

(2) 生活必需品等の備蓄体制の整備

市は、想定される被災人口を目標として、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備に努めるものとする。また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の災害時要援護者へも配慮するものとする。

さらに、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努めるものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

4 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 行動指針の作成

市が水道事業者として、応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直すものとする。

ア 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。

イ 外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。

(7) 集結場所、駐車場所、居留場所

(4) 職員と支援者の役割分担と連絡手段

ウ 市民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。

(7) 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底

(4) 地震規模に応じた断水時期の目処

(9) 市民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法

エ 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。

(7) 指揮命令系統の整った支援班の編成

(イ) 自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

(3) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備に努めるものとする。また、避難所等に耐震性貯水槽の設置の推進を図るものとする。

品目

ア 給水タンク車

イ 給水タンク

ウ 浄水器

エ ポリ容器

オ ポリ袋等

(4) 検水体制の整備

市は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておくものとする。

5 市民への備蓄の啓発

市は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、市民に対し世帯数の3日分の食糧・飲料水の備蓄を図るよう、広報紙、パンフレット等により啓発するものとする。

第5 災害時要援護者安全確保のための備え

関係機関
総務部 福祉部 保健衛生部

1 計画の方針

市及び社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、地震災害から災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、外国人）を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難施設の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

2 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図るとともに、地震防災応急計画を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全確保を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとする。市は、これを促進するとともに、災害時要援護者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者等の安全確保を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

(4) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。また、市は、災害時要援護者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設の職員に対し、防災知識や災害時にとるべき行動等について教育を実施するとともに、夜間または休日における防災訓練や、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等と連携した合同防災訓練を実施する。また市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

3 在宅災害時要援護者の救護体制の確保

(1) 災害時要援護者の状況把握

市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した災害時要援護者に係る情報（災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより、災害時要援護者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

(2) 緊急通報システムの活用

市は、独り暮らしの高齢者に対しペンダント型の緊急通報装置の給付を実施し、震災時等において的確かつ迅速な救出活動が実施できる体制をとっているが、今後一層の整備充実を図るものとする。

(3) 相互協力体制の整備

県及び市は、民生委員を中心として、災害時要援護者の近隣住民(自主防災組織)、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア団体などとの連携により、災害時要援護者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

4 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 市は、避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

風水害等対策計画編2第1章第11節「防災知識の普及計画」を準用する。

第2 防災訓練

関係機関

各課共通

1 計画の方針

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要であり、関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第1章第12節「防災訓練計画」の定めによるものとする。

2 総合防災訓練

(1) 訓練種目

- ア 災害対策本部設置、運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧、障害物排除
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による被害情報収集伝達

(2) 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市等が主催して実施する。

その他、自主防災組織、ボランティア団体、市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入を中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施する。

3 個別訓練

(1) 避難訓練

地震時における避難勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て避難訓練を毎年1回以上実施するよう努めるものとする。また、幼稚園、保育園、小中学校、病院及び社会福祉施設等において災害時に幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(2) 非常参集訓練

市及び各防災関係機関は、災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。

(3) 通信訓練

市は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するよう努め、大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網

の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、市内のアマチュア無線通信の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

4 災害時要援護者の参加

災害時の災害時要援護者の安全を確保するため、災害時要援護者の訓練への参加を積極的に推進する。特に、自主防災組織による災害時要援護者の把握を前提とした避難等の訓練を行う。

5 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

(1) 自主防災組織等による訓練の実施

自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練の推進を図る。訓練の際は、防災関係に従事する市職員を派遣し、指導にあたるものとする。

(2) 事業所における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。また、地域の一員として市などの行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策活動により、地域に貢献するよう努めるものとする。

(3) 市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び県をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

非常時に有効な訓練例
(1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練
(2) 倒壊家屋等からの救出訓練
(3) 負傷者の手当及び救命訓練
(4) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
(5) 炊き出し訓練

第3 災害に関する調査研究

関係機関

各課共通

1 計画の方針

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

2 基礎的調査研究

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で地域別のデータを調査、収集し、データベース化して、情報の利用を図る。

また、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ化及び研究成果の流通並びに情報の一元化を行い、総合的な観点から調査研究が行える体制を強化する。

(1) 自然条件

ア 地盤及び地質

ボーリング柱状図、表層地質図等

イ 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等）

活断層の分布及び活動状況等

ウ 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。

(2) 社会条件

ア ハード面

(ア) 建築物の用途、規模、構造等の現況

(イ) 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況

(ウ) ガソリンスタンド等危険物施設の現況

(エ) 耐震性貯水槽等消防水利の現況等

イ ソフト面

(ア) 昼夜間人口、災害時要援護者等の人口分布

(イ) 市民の防災意識等

(3) 震災事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

3 防災アセスメントの実施

震災対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、市民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、県、市、防災関係機関で協力し、実施していくものとする。

その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。

4 震災対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

震災対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- ① 災害に強いまちづくりのための調査研究
- ② 地震被害軽減のための調査研究
- ③ 防災教育・訓練のための調査研究
- ④ 応援・派遣に関する調査研究
- ⑤ 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- ⑥ 被災者生活救援のための調査研究
- ⑦ 応急復旧・事後処理のための調査研究
- ⑧ 震災復興のための調査研究

震災対策計画編

第3章 震災応急対策計画

目 次

第1節	初動対応.....	305
第1	職員参集・動員.....	305
第2	災害対策本部.....	307
第2節	災害情報の収集・伝達.....	308
第1	通信手段の確保.....	308
第2	情報の収集・伝達に関する基本指針.....	308
第3	災害情報の広報.....	311
第3節	応援・派遣.....	314
第1	自衛隊派遣要請・受入体制の確保.....	314
第2	応援要請・受入体制の確保.....	314
第4節	被害軽減対策.....	315
第1	警備対策.....	315
第2	避難勧告・指示・誘導.....	315
第3	緊急輸送.....	315
第4	消防活動、救助・救急活動、水防活動.....	324
第5	応急医療.....	327
第6	危険物等災害防止対策.....	327
第5節	被災者生活支援.....	328
第1	被災者の把握.....	328
第2	避難生活の確保、健康管理.....	329
第3	ボランティア活動の支援.....	332
第4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供.....	334
第5	生活救援物資の供給.....	336
第6	災害時要援護者安全確保対策.....	338
第7	応急教育.....	341
第6節	災害救助法の適用.....	342
第7節	応急復旧・事後処理.....	343
第1	建築物の応急復旧.....	343
第2	土木施設の応急復旧.....	343
第3	ライフライン施設の応急復旧.....	346
第4	清掃・防疫・障害物の除去.....	353
第5	行方不明者等の搜索.....	353

(2) 参集した場合の措置

ア 職員は、当該出先機関等の長に自己の所属課所、職氏名及び勤務課所へ参集できない理由を報告する。

イ 当該出先機関等の長は、加入電話が利用できる状態になったときは、前記アにより報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

(3) 勤務場所への復帰

出先機関等の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡するものとする。

1	登 庁 準 備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2	人 命 救 助	職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3	登 庁	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの本市出先機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4	被 害 状 況 の 収 集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5	被 害 状 況 の 報 告	(1) 職員は、収集した情報を各対策部長に報告する。 (2) 各対策部長（又は欠席者）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
6	緊 急 対 策 班 の 編 成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務（※）にあたる。
7	緊 急 初 動 体 制 の 解 除	各災害対応策活動に必要な要因が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1 被害状況調査
- 2 地震等情報調査
- 3 関係機関等への情報伝達
- 4 防災用資機材の調達・手配
- 5 防災行政無線等による住民への情報伝達
- 6 支援物資調達準備計画の策定
- 7 安全な避難所への誘導
- 8 避難所の開設

第2 災害対策本部

風水害等対策計画編2第1章第1節「組織計画」を準用する。

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

風水害等対策計画編2第2章第5節「通信計画」を準用する。

第2 災害情報の収集・伝達・報告

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 風水害等対策計画編2第2章第3節「気象情報等計画」及び同第4節「災害情報の収集・伝達計画」に掲げるポイントを準用 2 被害状況の調査担当者 ⇒ 被害調査員（地区受け持ち職員）	各 課 共 通

1 計画の方針

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第2章第3節「気象情報等計画」及び同第4節「災害情報の収集・伝達計画」の定めによるものとする。

2 地震情報の収集・伝達

(1) 地震情報の収集

市は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達し最終的に市民に伝えるものとする。

ア 地震情報の発表基準

(ア) 震度3以上を観測したとき。

(イ) その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

イ 地震情報の種類と内容

情 報 の 種 類	内 容
震 度 速 報	地域震度のお知らせ（震度3以上）
震 源 に 関 す る 情 報	震源要素及び規模並びに「若干の海面変動あり」、「津波心配なし」の付加文
震源及び震度に関する情報	震源要素及び地震の規模並びに地域震度、市町村震度、上記の付加文
各地の震度に関する情報	震源要素及び地震の規模並びに観測点ごとの震度
震度回数に関する情報	時間当たりに発生した有感地震及び無感地震の回数

(2) 市における措置

ア 市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

イ 市長は、情報の伝達を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに市民

その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

(3) 地震解説資料の収集

地震発生後、約2時間から半日経過した後に、水戸地方気象台から現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに過度の不安を取り除くための情報として地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、津波予報が発表されたとき、それまで地震活動が見られなかった地域など小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。市は本情報を必要な機関に伝達するものとする。

(4) 異常現象発見者の通報義務

地割れ等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に報告し、市長は、水戸地方気象台、県（生活環境部消防防災課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

3 被害概況の把握

市、防災関係機関は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

(1) 重点的に把握すべき被害概況

- ア 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）
- イ 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀等）
- ウ 道路、鉄道の状況（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）
- エ 崖崩れの状況（位置、被災戸数）
- オ 道路渋滞の状況

4 被害情報・措置情報の収集・伝達

(1) 災害時には、通信・交通網の途絶により、災害情報の収集が、迅速・正確さを欠くおそれがある。このための確かな応急対策がおくれることも予想されるので、市は、災害情報収集体制に関して防災計画に綿密、具体的に定めておくものとする。

(2) 収集すべき災害情報は、概ね「被害状況等報告」（風水害等対策計画編2第2章第4節「災害情報の収集・伝達計画」参照）に掲げる事項及びその他災害応急対策上、必要と認める事項とするものとする。なお、災害の具体的な状況及び個別の災害現場の概況等を報告する場合又は災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合には「災害概況即報」（風水害等対策計画編2第2章第4節「災害情報の収集・伝達計画」参照）に掲げる事項とする。

(3) 市は、収集した情報を整理のうえ、県に報告するとともに、必要に応じ関係機関に伝達するものとする。

(4) 市は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。

ア 市は、速やかなる応急対策を実施するため、迅速的確に被害調査を行い、被害状況を把握する必要がある。

イ 災害発生後、災害応急対策を決定するための被害調査は、各地区に居住する職員によって編成される被害調査員が行うものとする。なお、大規模震災時は、被害調査員が被災する場合も考慮し、あらかじめ各地区受け持ちの職員を複数名とするものとする。

ウ 被害調査員は、担当地区の市民の協力を得て、短時間に被害調査を行い、調査結果を総務課

を通じて総務部(災害対策本部)に報告するものとする。

5 市の措置

市は、各地区の被害調査員の調査報告に基づき、被害状況を迅速かつ正確に把握するものとする。

(1) 地震発生直後

情報収集内容		主要な担当課
1	人命危険の有無及び人的被害の発生状況	各課共通
2	家屋等建物の倒壊状況	都市建設課、市民課、市民活動課
3	火災等の二次災害の発生状況及び危険性	総務課
4	避難の必要の有無及び避難の状況	総務課、市民課
5	市民の動向	市民活動課
6	道路及び交通機関の被害状況	道路整備課、都市計画課
7	電気、水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況	総務課、水道課、下水道課、環境保全課
8	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	各課共通

(2) その後の段階

情報収集内容		主要な担当課
1	被害状況	各課共通
2	避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況	総務課
3	避難所の設備状況	学務課、生涯学習課
4	避難生活の状況	市民課、市民活動課、環境保全課、学務課生涯学習課
5	食糧、飲料水、生活必需物資等の供給状況	総務課、市民課、商工観光課
6	電気、水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況	総務課、水道課、下水道課、環境保全課
7	医療機関の開設状況	総務課、健康増進課、市立病院
8	救護所の設置及び活動状況	健康増進課、市立病院
9	傷病者の収容状況	健康増進課、市立病院
10	道路及び交通機関の復旧状況	総務課、道路整備課、都市計画課

第3 災害情報の広報

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 風水害等対策計画編2第2章第6節「広報計画」に掲げるポイントを準用 2 広報内容 ⇒ (1)火災、犯罪等防止の呼びかけ、(2)避難勧告・指示の内容、(3)被害状況、鉄道・バスの運行状況、(4)避難所、救護所の開設状況 3 各種情報に最も有効な伝達手段 (1)被害状況 ⇒ 防災行政無線、広報車 (2)生活情報 ⇒ 防災行政無線、広報車、立看板・掲示板、情報紙、新聞折り込み (3)安否情報 ⇒ 立看板・掲示板、情報紙、新聞折り込み	総 務 部 市 長 公 室 消 防 本 部 消 防 団

1 計画の方針

震災時における市民の適切な行動と人心の安定及び秩序の維持を図るため、市は、災害及び応急対策の状況等を迅速・的確に周知するよう震災時における広報計画を作成し、広報活動を行うとともに、災害の終息後は、人心の安定と速やかな復旧を図るため、公聴活動を展開し、市民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第2章第5節「広報計画」の定めによるものとする。

2 広報内容

(1) 被災地住民に対する広報内容

市は、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、消防団等を利用して、被災地の住民の行動に必要な次の事項について広報活動を実施するものとする。また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

ア 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等）

イ 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容

ウ 流言、飛語の防止の呼びかけ

エ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ

オ 近隣の助け合いの呼びかけ

カ 公的な避難所、救護所の開設状況

キ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況

ク 鉄道、バスの被害状況、運行状況

ケ 救援物資、食糧、水の配布等の状況

コ し尿処理、衛生に関する情報

サ 被災者への相談サービスの開設状況

シ 遺体の安置場所等の情報

ス 臨時休校等の情報

セ ボランティア団体からの連絡

ソ 全般的な被害状況

タ 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 被災地外の住民に対する広報内容

市は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

ア 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容

イ 流言・飛語の防止の呼びかけ

ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ

エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ

(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)

オ ボランティア活動への参加の呼びかけ

カ 全般的な被害状況

キ 防災関係機関が実施している対策の状況

3 独自の手段による広報

市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して市民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- (1) 防災行政無線（同報系）
- (2) 防災ヘリコプターによる呼びかけ
- (3) 広報車による呼びかけ
- (4) ハンドマイク等による呼びかけ
- (5) ビラの配布
- (6) インターネット
- (7) 立看板、掲示板

有効な伝達手段及びその特色

伝達手段	種別	特色
防災行政無線 広報車	㊦ ㊧	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
立看板・掲示板	㊧ ㊨	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	㊧ ㊨	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	㊧ ㊨	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能

㊦ 被害状況 ㊧ 生活情報 ㊨ 安否情報

4 報道機関への対応

(1) 報道活動への協力

市は、報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、可能な範囲で

提供するものとする。

(2) 発表

ア 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

イ 発表は、原則として災害対策本部動員班長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部動員班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部動員班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

エ 災害対策本部動員班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

(3) 協力依頼

市は、災害広報の必要が生じた場合、県を通じ報道機関に対し協力を依頼するものとする。

5 自衛隊等への広報要請

市、防災関係機関は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

第3節 応援・派遣

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

風水害等対策計画編2第2章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」を準用する。

第2 応援要請・受入体制の確保

風水害等対策計画編2第2章第26節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」及び同第28節「防災ヘリコプター要請計画」を準用する。

第4節 被害軽減対策

第1 警備対策

風水害等対策計画編2第2章第9節「災害警備計画」を準用する。

第2 避難勧告・指示・誘導

風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」を準用する。

第3 緊急輸送

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害を受けた道路、橋梁及び交通状況の把握 輸送の方法 ⇒ (1)車両、(2)鉄道、(3)ヘリコプター 輸送の順位 ⇒ (1)生命の安全確保に要するもの (2)災害の拡大防止に要するもの (3)災害応急対策に要するもの 2 緊急啓開道路の確保 3 市有車両の集中管理及び配車 ⇒ 総務部管財班 4 車両の確保 (1)市有車両、公共的団体の車両、営業車両、その他自家用車 (2)他市町村、県へ協力要請 5 緊急通行車両の確認の申請 市長 ⇒ 知事又は公安委員会（県警察本部又は笠間警察署） 6 地震発生時の運転者のとるべき措置 (1)走行中 ⇒ ①道路の左側へ停止 ②カーラジオ等による情報収集 ③エンジンキーはつけたままとし、ドアはロックしない (2)避難用自動車の使用禁止	総 務 部 都 市 建 設 部 笠 間 警 察 署

1 計画の方針

震災時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ的確に輸送するため、道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、保有車両等を動員し、状況により運送関係業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保するとともに、関係機関の協力を得て被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的として交通規制を迅速・的確に実施する。

2 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行うものとする。

(1) 総括的な輸送順位

- ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（地震発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 前記アの続行
- (イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 前記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

3 緊急輸送道路の指定

県は、陸上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行っている。

市内における県指定の緊急輸送道路は、次表のとおりである。

第一次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
（一般国道）			
50	国道50号	笠間市福原（桜川市境）から	笠間市小原（水戸市境）まで
355	国道355号	笠間市市野谷（石岡市境）から	笠間市寺崎国道50号交差まで
（主要地方道）			
1	宇都宮・笠間	笠間市片庭（茂木町境）から	笠間市笠間国道355号交差まで
43	茨城・岩間	東茨城郡茨城町小幡国道6号分岐から	西茨城郡岩間町泉国道355号交差まで

第二次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
（一般国道）			
355	国道355号	笠間市押辺主要地方道水戸岩間線分岐から	笠間市下郷国道355号交差まで
（主要地方道）			
30	水戸・岩間線	笠間市押辺国道355号バイパス分岐から	笠間市泉国道355号交差まで

39	笠間・緒川	笠間市金井国道50号分岐から	笠間市飯田（城里町境）まで
52	石岡・城里線	水戸市鯉淵主要道 水戸・岩間線分岐から	水戸市杉崎国道50号交差まで
61	日立・笠間線	笠間市大橋(城里町境)から	笠間市笠間国道50号交差まで
64	土浦・笠間線	笠間市福原(石岡市境)から	笠間市福原国道50号交差まで
(一般県道)			
105	友部・内原線	笠間市南友部県道杉崎・友部線分岐 から	水戸市鯉淵主要地方道水戸岩間線交 差まで
193	杉崎・友部線	水戸市三湯国道50号分岐から	笠間市大田町国道355号交差まで

4 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を迅速、かつ、的確に把握するため、組織機能を有効に活用して調査を実施し、調査結果を各関係機関に連絡する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに水戸土木事務所に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図るものとする。

(3) 啓開資機材の確保

市は、市保有の資機材及び市内関係業者、関係機関から資機材を調達し道路を啓開する。

5 輸送車両等の確保

(1) 市保有車両

市が保有する車両の種類等は、別表1のとおりである。

(2) 車両の借上げ

市保有車両で不足する場合、市は、別表2に掲げる市内の運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

(3) 借上げ車両等をもってしてもなお必要な輸送が確保できないときは、茨城県トラック協会や茨城交通(株)あるいは近隣市町村又は県に協力を要請するものとする。

また、地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、知事に防災ヘリコプター等による輸送を要請するものとする。また、必要により、県に自衛隊の派遣を要請するものとする。

6 緊急通行車両の確認

公安委員会が災対法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合、市長は、知事又は公安委員会（県警察本部又は笠間警察署）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急通行を実施する。

(1) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、市長は、緊急通行車両確認申請書を県（消防防災課）又は公安委員会（県警察本部又は笠間警察署）に提出する。

(2) 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から交付される標章（様式第1号）

及び証明書（様式第2号）を、車両の前面の見易い位置に貼付及び携行して輸送を実施する。

7 交通規制の実施責任者

災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとるものとする。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 市 事 長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警 察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	災対法第76条 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において当該道路につき、一時歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項

8 交通規制の実施

- (1) 市道における道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。
- (2) 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、笠間警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災対法第63条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

9 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

10 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、様式第3号のとおりである。

11 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、あわせて近隣市町村に対しても速やかに規制の内容を通知す

るものとする。

12 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(7) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

イ 自衛官の措置命令等

自衛官は、警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

ウ 消防吏員の措置命令等

消防吏員は、警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

13 被災地への流入車両の制限

県警察本部は、震災発生直後において、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

14 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(7) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

15 災害救助法による実施基準

(1) 輸送の範囲

- | | |
|----------|-----------|
| ア 被災者の避難 | オ 死体の捜索 |
| イ 医療及び助産 | カ 死体の処理 |
| ウ 被災者の救出 | キ 救援物資の輸送 |
| エ 飲料水の供給 | |

(2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

別表 1

公用自動車保有台数

所 属	乗用車	ワゴン	ライト バン	トラック	バス	軽乗用	軽トラ	軽貨物	作業車	ダンプ	その他	合計
市長公室	3		4			1						8
総務部	9	5	9	2	4	13	2	5		2		51
市民生活部	5		2			2	1	3	1	1		15
福祉部	1		8		1	12		2				24
保健衛生部	1	1	1			6		5				14
産業経済部	3		6	1		1		3		1		15
都市建設部			7	1		3		5	2	3		21
上下水道部	1		11	2		5	1	6		1		27
議会事務局	1											1
農業委員会			1									1
教育委員会	1		10	1			1	12		1		26
消防本部	1										3	4
合 計	26	6	59	7	5	43	5	41	3	9	3	207

別表 2

運 送 関 係 業 者 等

業 者 名	住 所	電 話 番 号
日本通運株式会社水戸支店	水戸市梅香1-5-15	029-224-3111
茨城交通株式会社	水戸市袴塚3-5-36	029-251-2331
(株)水戸線通運	笠間市稲田3888-25	0296-74-4881
(株)青木商会	笠間市本戸403-1	0296-74-3604
(株)長谷川通商	笠間市来栖1320	0296-73-0300
笠間運送店	笠間市大町1083-1	0296-72-3792
高木電設(有)	笠間市笠間1025-4	0296-72-0666
(有)平野商事	笠間市笠間2543-1	0296-72-2594
(株)さしろ	笠間市大淵859	0296-72-4503
(有)石井物流システム	笠間市飯合135	0296-74-2488
市毛運送(有)	笠間市橋爪203-5	0296-77-2817
太平洋陸送(株)	笠間市南友部1966-5	0296-77-1183
(株)フェニックス物流	笠間市平町1422-4	0296-78-2420
白帆ロジテム(株)	笠間市大古山469	0296-71-2666

様式第1号

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第2号

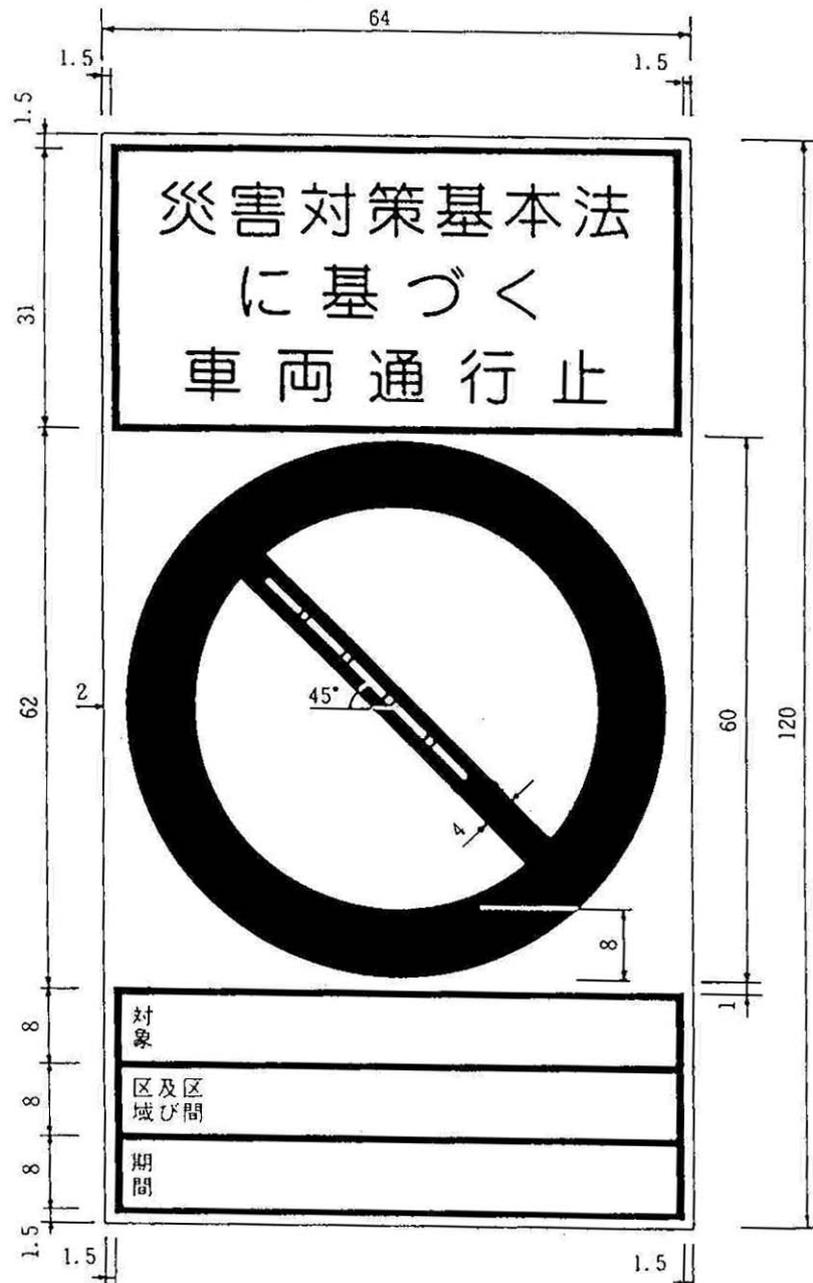
証 明 書

第 号		年 月 日	
緊急(通行・輸送)車両確認証明書			
		知 事	㊟
		公安委員会	㊟
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送)を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式第3号

通行の禁止又は制限するときの標示



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白地とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第4 消防活動、救助・救急活動、水防活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 風水害等対策計画編2第2章第7節「消防活動計画」に掲げるポイントを準用 2 救助資機材の調達 ⇒ 民間の建設業者等に協力要請 3 応急救護所の設置 ⇒ 医療機関、消防団、ボランティア団体等に協力要請	総 務 部 保 健 衛 生 部 市 立 病 院 消 防 本 部 消 防 団

1 計画の方針

地震発生時において出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施し、また消防団の活動体制の整備充実及び消防相互応援体制等の促進に努め、市民の生命及び財産を保護し、被害を軽減するものとする。

2 消火活動

(1) 消防機関による消火活動

ア 情報収集、伝達

(ア) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(イ) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れのないよう努める。

イ 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

(ア) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

(イ) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(ウ) 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

(エ) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

(オ) 火災現場活動の原則

- ・ 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

- ・火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ・火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

ウ 応援派遣要請

市は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき笠間市消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

エ 応援隊の派遣

市は、消防相互応援協定及び知事の指示により応援隊の派遣要請があった場合は、緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 自主防災組織等による消火活動

ア 出火防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

イ 消火活動

市民及び自主防災組織等は、消防機関に協力しまたは単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

3 救助・救急活動

(1) 消防機関による救助・救急活動

ア 情報収集、伝達

(7) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(4) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れのないよう努める。

イ 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

(7) 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

(4) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

ウ 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行うものとする。

エ 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

オ 後方医療機関への搬送

(7) 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

(4) 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(9) 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

カ 応援派遣要請

市は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき笠間市消防本部を通じて他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

キ 応援隊の派遣

市は、消防相互応援協定及び知事の指示により応援隊の派遣要請があった場合は、緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 自主防災組織等による救助・救急活動

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 水害防止活動

震災時における水防活動は、水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 市の措置

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、または放流による洪水等による浸水の発生が予想されるので、市長は、地震(震度4以上)が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

第5 応急医療

風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」を準用する。

第6 危険物等災害防止対策

風水害等対策計画編6「危険物等災害対策計画」を準用する。

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

関係機関
総務部

1 計画の方針

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

2 避難者の把握

(1) 登録窓口の設置

市は、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

(2) 避難者等の調査の実施

ア 調査体制の整備

市は、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

(ア) 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

(イ) 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

イ 調査の実施

市は、アに基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

ウ 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

第2 避難生活の確保、健康管理

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に掲げるポイントを準用 2 避難所の開設 (1) 避難所の周知徹底 (2) 避難所に必要な食糧及び資機材の備蓄 (3) 学校における長期避難時の留意事項 ア 避難者と児童・生徒との住み分け イ 避難者のプライバシーの確保	各 課 共 通

1 計画の方針

風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」を準用するが、避難施設は、耐震構造、収容人数等を考慮し定めるものとする。また、その場所を平素より住民に周知徹底するものとする。また、市は、避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要な時に直ちに配備できるよう準備に努めるものとする。

なお、避難する際には避難施設に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認しておくとともに、避難所の出入口の段差の解消等災害時要援護者への配慮を図っていくものとする。また、避難所が学校である場合は、立入禁止区域を設定し、学校機能の回復を図るため、避難者と児童・生徒との住み分けを行うものとする。

また、不特定多数の被災者を収容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

2 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

市は、被害状況により避難所を設置する必要があると認められる時は、次により避難所を開設する。

さらに、市は、高齢者等災害時要援護者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

ア 基本事項

(7) 対象者

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ② 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(イ) 設置場所

- ① 避難所としてあらかじめ指定している施設
(風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」参照)
- ② 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

(ウ) 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

費用の範囲		<ul style="list-style-type: none"> ・賃金職員等雇上費 ・消耗器材費 ・建物、器物等使用謝金 ・燃料費 ・仮設トイレ及び炊事場の設置費等 ・衛生管理費
限度額	基本額	避難所設置費 1人1日当たり300円以内
	加算額	冬期（10月～3月）についてはその都度定める額

(エ) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む。）を受ける。

イ 避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

ウ 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

(ア) 避難所開設の目的

(イ) 箇所数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(2) 避難所の運営

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

(3) 避難所における市民の心得

避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図るものとする。

ア 自治組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

ウ 災害時要援護者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

3 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

市は、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

市は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

4 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

ア 市は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

ア 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

イ 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティアの協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

市は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

5 精神保健、心のケア対策

(1) 児童、高齢者、障害者、外国人に対する心のケア対策の実施

市は、ボランティアの支援を受けながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

(2) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第3 ボランティア活動の支援

関係機関
総務部

1 計画の方針

大規模な震災が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防災関係機関だけでは、十分にできないことが予想される。

このため、県及び市は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

2 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 受入体制の確保

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに、県社旗福祉協議会にボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 「受入れ窓口」の運営

ア ボランティア現地本部における活動内容

市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示す通りである。

- (ア) 被災者ニーズの把握、市からの情報収集
- (イ) ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- (ウ) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- (エ) ボランティアの受付
- (オ) ボランティア連絡会議の開催
- (カ) 市との連絡調整
- (キ) ボランティア活動のための地図及び在宅援護者のデータ作成・提供
- (ク) ボランティア支援本部へのボランティアの応援要請
- (ケ) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 ボランティア「受入れ窓口」との連携協力

(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動及び広報活動を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

県及び市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行なわれるよう、必要に応じてボランティ

アの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

県及び市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

関係機関
総務部

1 計画の方針

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめ細やかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

2 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、市民代表、民生委員、ボランティアとの連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

ア 家族、縁故者等の安否

イ 不足している生活物資の補給

ウ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）

エ メンタルケア

オ 介護サービス

カ 家財の持ち出し、家の片付け、引越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 高齢者等災害時要援護者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

ア 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）

イ 病院通院介助

ウ 話相手

エ 応急仮設住宅への入居募集

オ 縁故者への連絡

カ 母国との連絡

3 相談窓口の設置

(1) 総合窓口の設置

市は、(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、市、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

(2) 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。

- ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- イ 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- エ 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ク 消費（物価、必需品の入手）
- ケ 教育（学校）
- コ 福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
- サ 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- シ 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- ス 金融（融資、税の減免）
- セ ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- ソ 手続き（罹災証明、死亡確認等）

4 生活情報の提供

各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、視聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットの活用

茨城県インターネット情報提供システムを活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(3) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(4) 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(5) 臨時FM局の設置、運営

阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時FM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置づけて運営する方法も考えられる。

設置にあたっては、NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

第5 生活救援物資の供給

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 風水害等対策計画編2第2章第12節「食糧供給計画」及び同第13節「衣料・生活必需品等供給計画」、同第14節「給水計画」に掲げるポイントを準用	総 務 部 福 祉 部 保 健 衛 生 部 産 業 経 済 部
2 避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施	

1 計画の方針

震災が発生した場合、避難所に収容された者等被災者に対し食糧、寝具、被服その他生活必需品、飲料水等の調達及び供給を迅速かつ円滑に実施するものとする。なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第2章第12節「食糧供給計画」及び同第13節「衣料・生活必需品等供給計画」、同第14節「給水計画」の定めによるものとする。

2 備蓄食糧、生活必需品の供給

災害対策本部及び学校等において計画的に備蓄された食糧、生活必需品を総務部が供給するものとする。

3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なもので、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

(1) 救援物資の集積場所

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	笠間市役所笠間支所	笠間市石井717	0296-72-1111
2	友 部 公 民 館	笠間市中央3-3-6	0296-77-7533
3	笠間市役所岩間支所	笠間市下郷5140	0299-37-6611

(2) 救援物資の供給

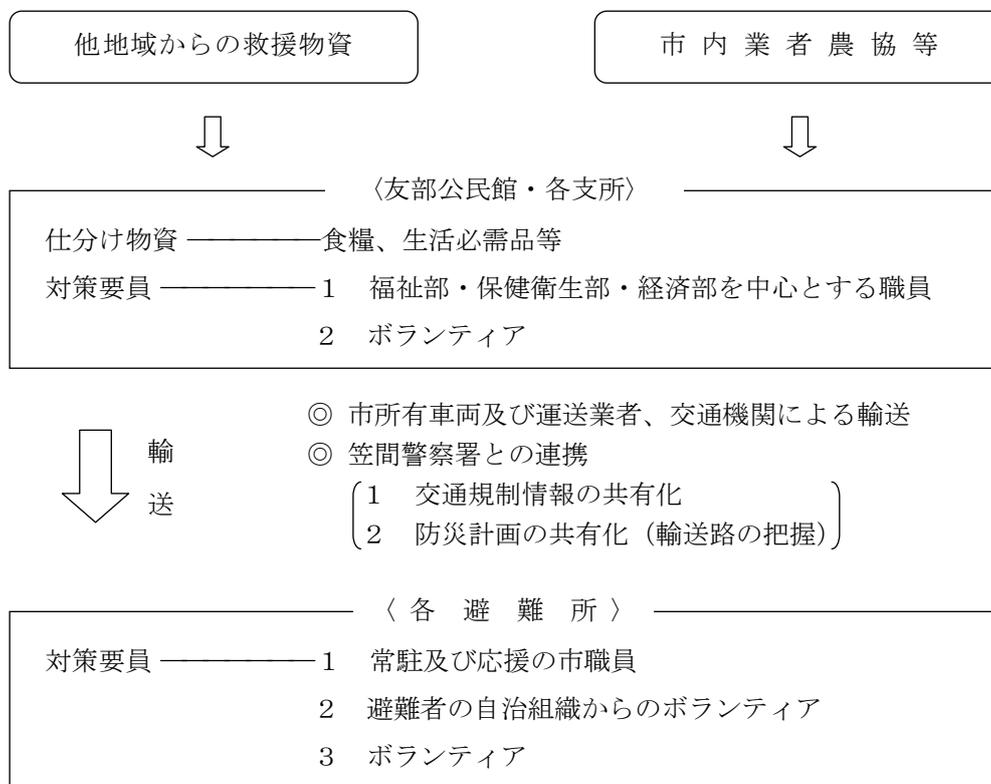
ア 救援物資の供給は、福祉部及び保健衛生部が行うものとする。ただし、物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアの協力を得て行うものとする。

イ 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食糧及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。

	食糧	生活必需品
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布(季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

震災時の食糧、生活必需品等供給の流れ



4 応急給水の実施

風水害等対策計画編2第2章第14節「給水計画」を準用する。

第6 災害時要援護者安全確保対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
災害時要援護者の実情に応じた安全確保 (1) 社会福祉施設入所者等 ①救助・避難誘導、②搬送・受入先の確保、③食糧等の調達、 ④介護職員等の確保、⑤巡回相談の実施 (2) 在宅災害時要援護者 ①安否確認、救助活動、②搬送体制の確保、③要援護者の状況調査等、 ④食糧等の確保及び配布における災害時要援護者への配慮、⑤保健・福祉巡回 サービス、⑥保健・福祉相談窓口の開設 (3) 外国人 ①避難誘導、②安否確認、救助活動、③相談窓口の開設	福 祉 部 保 健 衛 生 部

1 計画の方針

地震災害時において災害時要援護者は、的確な避難情報の把握及び地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる等非常に危険あるいは不安な状態に置かれることになるため、災害時要援護者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

2 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の社会福祉施設、近隣住民、ボランティア団体等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。市は、施設等管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。市は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティアへ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民、ボランティアの協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

3 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

市は、民生委員、近隣住民、福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施する。

(2) 搬送体制の確保

市は、災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を活用する。また、これらが確保できない場合、県へ輸送車両を要請し、災害時要援護者の搬送活動を行う。

(3) 要援護者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー及びボランティアの協力を得て、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握など状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮

市は、災害時要援護者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保するとともに、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対し、巡回による介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じるものとする。

4 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車などを活用して外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネットによる情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネットを活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

第7 応急教育

風水害等対策計画編2第2章第24節「文教対策計画」を準用する。

第6節 災害救助法の適用

風水害等対策計画編2第2章第31節「災害救助法適用計画」を準用する。

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

風水害等対策計画編2第2章第16節「応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」を準用する。

第2 土木施設の応急復旧

関係機関
産業経済部 都市建設部 東日本旅客鉄道(株)

1 計画の方針

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

2 道路の応急復旧

(1) 応急措置

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、各土木事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また、市及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧

市は自らが管理する道路で被害を受けた箇所は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

3 鉄道施設【東日本旅客鉄道(株)】

(1) 計画の方針

東日本旅客鉄道(株)は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動態勢のもとに、被災列車の救援救護を最優先に行うほか、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

(2) 組織及び動員

東日本旅客鉄道(株)水戸支社は、防災業務実施計画の定めるところにより、水戸支社に支社対策本部を、被災地に現地災害対策本部をそれぞれ設置し、社員を非常招集して、応急復旧活動を行う。

(3) 情報の収集・伝達

災害が発生した場合、「防災業務実施計画」の定めるところにより、通報、連絡運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、県、消防署、警察署その他の防災関係機関に連絡する。

なお、通話不能時の連絡については、「信号・電気通信設備系統制標準」の定めるところによる。

(4) 応急措置の実施

ア 初動措置

(7) 乗務員の措置

運転士又は車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。この場合、列車の停止位置が築堤、踏切、橋梁上、あるいは陸橋下のよ
うな場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。なお、
列車は停止させた場合は、直ちに最寄り駅の駅長への連絡、隣接線路運行列車停止の手配、
旅客の救出救護要請等定められた必要な措置を講じる。

(イ) 駅の措置

駅長は、強い地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、列車の出発を見合わせ、
速やかに輸送指令に報告する。通過すべき列車についても臨時に停止させる。

(ウ) 運転規制

輸送指令は、強い地震を感知した場合は、観測した震度により必要な運転規制を行うため、
次のような取扱いをする。

震度が5以上の 場合	該当する区間の全列車の運転を中止する。その後の運転については、 線路の保守担当区所長（電化区間では電力区長を含む。以下同じ。）か らの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。
震度が4の場合	該当する区間の全列車に対し、貨物列車以外の列車には35km/h以 下、貨物列車には25km/h以下の速度で運転することを指示し、その後 保守担当区所長からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。

(エ) 線路等の点検

保線区長は、輸送指令又は駅長より震度4以上を観測した旨の通報を受けた場合は、次に
定める取扱いを行う。

震度が5以上の 場合	路盤及び線路建造物等の異状の有無を全線にわたり、徒歩巡検により 点検確認する。
震度が4の場合	要注意建造物及び要注意箇所又は線路に接近して工事施工中の仮設 物根掘箇所等は、徒歩又は列車巡検等により異常の有無を点検確認す る。

イ 旅客の救出救護

旅客の救出救護のための、勤務箇所長の事前措置、救護の非常召集及び連絡班、救護班の設
置及び編成、救護班等の出動区分、事故現場の通報及び設置等については、「防災業務実施計
画」による。

ウ 災害時の輸送

(7) 旅客

事故等により線路が不通となった場合は、その状況を的確に把握し、必要と認められると
きは、う回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講じる。

(イ) 災害対策用物資

生活必需品、復旧材料、被災者用物資等の災害対策用物資については優先輸送する。なお、
一般物資については、情勢に応じ運送の制限等の措置を講じる。

(ウ) 被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免

(3) 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報については、現地災害対策本部が迅速的確に行う。

4 その他の土木施設の応急復旧

(1) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

ア 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

イ 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

ウ 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 農業用施設の応急復旧

地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

ア 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。

イ 用水の確保

土地改良区は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

ウ 排水の確保

土地改良区は、排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

エ 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第3 ライフライン施設の応急復旧

関係機関
東京電力(株)下館支社 東日本電信電話(株)茨城支店 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDD I (株) 東京ガス(株)

1 計画の方針

ライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、関係機関及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

2 電力施設の応急復旧【東京電力(株)】

(1) 電力停止時の代替措置

ア 公共機関、広域避難場所、その他重要施設に対し、予め定めた順位に基づき、発電車・応急ケーブル等の活用により応急送電を行う。

イ 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替・応急ケーブルの新設により仮送電する。

ウ 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮設置を行う。

(2) 応急復旧の実施

ア 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および加入電話等を利用して行うこととする。

イ 災害時における情報の収集、連絡

(ア) 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、支店長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

一般情報	(ア) 気象、地象情報 (イ) 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報 (ロ) 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況） (ハ) その他災害に関する情報（交通状況等）
当社被害情報	(ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況 (イ) 停電による主な影響状況 (ロ) 復旧機材、応援隊、食糧等に関する事項 (ハ) 従業員の被害状況 (ニ) その他災害に関する情報

(イ) 情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告および独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努め、関係機関に報告する。

(ウ) 通話制限

- ・災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講じる。
- ・非常体制の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めるときは、支店および第一線機関等にあつてはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

ウ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

エ 対策要員の確保

(ア) 対策要員の確保

- ・夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。
- ・非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。
- ・交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(イ) 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

オ 災害時における復旧資材の確保

(ア) 調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ・現地調達
- ・本（支）部相互の流用

(イ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

(ウ) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

カ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があつた場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

キ 災害時における基本方針

(ア) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(イ) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。
通信設備	可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

ク 復旧計画

(ア) 本（支）部は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

<ul style="list-style-type: none"> ・復旧応援要員の必要の有無 ・復旧要員の配置状況 ・復旧資材の調達 ・電力系統の復旧方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業の日程 ・仮復旧の完了見込 ・宿泊施設、食糧等の手配 ・その他必要な対策
---	--

(イ) 上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

ケ 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復 旧 順 位
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の重要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	① 水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、行政機関、NTT、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。 ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。 ③ 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮設置を行う。
通信設備	① 給電指令回線ならびに制御保護および監視回線 ② 保守用回線 ③ 業務用回線

3 電話施設の応急復旧

【東日本電信電話㈱】

(1) 電話停止時の代替措置

ア 臨時回線の設置

部内打合せ線、政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため設置する。

イ 臨時電話・電報受付所の設置

当該地域を受け持つN T Tの窓口、避難所、救護所等に臨時電報、電話受付所を設置する。

ウ 非常用公衆電話の設置

孤立化する地域をなくすため、避難所及び地域の主要場所に非常公衆電話を設置する。

エ 通信の利用制限

震災等により、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づき規制措置を行い、利用制限を行う。

オ 電話の輻そう対策

大規模災害における電話の輻そうに対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする。災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 応急復旧の実施

ア 災害対策本部の設置

地震による災害が発生した場合は、茨城支店災害対策実施要項に定めるところによりそれぞれ災害対策本部を設置する。

イ 動員

(ア) 部内復旧要員の確保

- ・茨城支店の社員を派遣し復旧に当てる。
- ・前記の措置によっても復旧要員が不足する場合は、他支店、さらに本社から社員の派遣を受ける。

(イ) 部外復旧要員

被害が甚大で、東日本電信電話㈱（本社・関東支社・茨城支店・被災地支店）の職員のみで復旧が困難な場合は通信建設会社等に応援を要請する。

ウ 情報の収集・伝達

災害に関する情報を各支店より収集し、関東支社及び本社に伝達する。なお、県及び関係機関等とも連絡を密にし、復旧作業の円滑かつ効率的な実施を図る。

エ 復旧工事の順位

[電気通信サービスの復旧順位]

順位	復 旧 回 線	
順 第 位 1	電 話 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ・局前（無人局を含む。）に公衆電話1個以上 ・基幹回線の10%以上

	総合デジタル通信サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に1契約回線以上 ZC以下の期間回線の10%以上
	電報サービス		<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
	社内専用線		<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
加入電信サービス回線・パケット交換サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
第2順位	電話サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上
	総合デジタル通信サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に1契約回線以上
	専用線サービス等		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
	加入電信サービス回線・パケット交換サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第3順位	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位、第2順位に該当しないもの 		

[契約約款に基づき重要通信を確保する機関]

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

オ 復旧工事

復旧工事は、前記の復旧順位に基づき、次の方法により順次仮復旧する。なお、復旧活動の進展に伴い、本復旧を実施する。

- (7) 可搬無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保
- (イ) 孤立防止用移動無線回線の運用
- (ウ) 臨時回線の設置
- (エ) 回線の分断若しくは延長又は中継順路の変更
- (オ) 臨時公衆電話の設置
- (カ) その他

カ 機器・資材の確保

茨城支店が保有する災害対策機器等を運用するが、不足する機器・資材等については、他支店の支援で対応する。

【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

(1) 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。

(2) 応急復旧の実施

ア 災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

【KDDI(株)】

震災等による災害が発生した場合には、迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたる。

4 上水道施設の応急復旧

【水道事業者等】

(1) 上水道停止時の代替措置

本章第5節第5「生活救援物資の供給」参照

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

水道事業者等は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

イ 応急復旧作業の実施

水道事業者等は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- ・ 設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・ 設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・ 設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・ 災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

(7) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(イ) 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設け

て、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(ウ) 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

ウ 応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

エ 市民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

5 下水道施設の応急復旧

(1) 下水道停止時の代替措置

ア 緊急汲取りの実施

市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

イ 仮設トイレの設置

市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

イ 応急復旧作業の実施

市は、次の通り応急復旧作業を実施する。

(ア) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(イ) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

ウ 市民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

第4 清掃・防疫・障害物の除去

風水害等対策計画編2第2章第18節「防疫計画」及び同第19節「清掃計画」、同第21節「障害物の除去計画」を準用する。

第5 行方不明者等の搜索

風水害等対策計画編2第2章第20節「死体の搜索及び処理埋葬計画」を準用する。

震災対策計画編

第4章 震災復旧・復興対策計画

目 次

第1節	被災者の生活の安定化.....	355
第1	義援金品の募集及び配分.....	355
第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸与.....	355
第3	租税及び公共料金等の特別措置.....	355
第4	雇用対策.....	355
第5	住宅建設の促進.....	355
第6	被災者生活再建支援法の適用.....	355
第2節	被災施設の復旧.....	355
第3節	激甚災害の指定.....	356
第4節	復旧計画の作成.....	356

第4章 震災復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 義援金品の募集及び配分

風水害等対策計画編2風水害対策計画第3章第3節「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画」を準用する。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸与

風水害等対策計画編2風水害対策計画第3章第3節「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画」を準用する。

第3 租税及び公共料金等の特別措置

風水害等対策計画編2風水害対策計画第3章第4節「その他の保護計画」を準用する。

第4 雇用対策

風水害等対策計画編2風水害対策計画第3章第4節「その他の保護計画」を準用する。

第5 住宅建設の促進

震災対策計画編第3章第7節「応急復旧・事後処理」を準用する。

第6 被災者生活再建支援法の適用

風水害等対策計画編2風水害対策計画第3章第3節「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画」を準用する。

第2節 被災施設の復旧

風水害等対策計画編2風水害対策計画第3章第1節「公共施設の災害復旧計画」及び同第2節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画」を準用する。

第3節 激甚災害の指定

風水害等対策計画編2 風水害対策計画第3章第2節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画」を準用する。

第4節 復旧計画の作成

風水害等対策計画編2 風水害対策計画第3章第1節「公共施設の災害復旧計画」を準用する。

付 編

東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画

目 次

第1章 総則.....	357
第1節 計画作成の趣旨.....	357
第2節 計画作成の基本方針.....	357
第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱.....	359
第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置.....	361
第1節 東海地震注意情報等の伝達.....	361
第2節 警戒体制への準備.....	361
第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について.....	361
第4章 警戒宣言発令時の対応措置.....	364
第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達.....	364
第2節 警戒体制の確立.....	366
第3節 地震防災応急対策の実施.....	366
第4節 住民等がとるべき措置.....	372

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずる恐れのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の6県170市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。

さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県、263市町村（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に大幅に拡大された。

一方、本県の地域は、東海地震が発生した場合、概ね県南部で震度5の弱い方、その他の地域は震度4以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかったため、県は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、近年における都市部や開発地域への人口、産業の集中、建築物の高層化、交通のふくそう、石油類等危険物の集積などの状況からみて、震度5の弱い方の程度であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、笠間市地域防災計画（震災対策計画編）の付編として「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を作成した。

第2節 計画作成の基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 警戒宣言発令時においても社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき次の対応措置を定めるものとする。

ア 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じるものとする。

イ 地震による被害の未然防止または軽減を図るための事前措置を講じるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講じるものとする。

- (2) 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、鉄道、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じるものとする。
- (3) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから対策の優先度を配慮するものとする。

(4) 地震発生後の災害応急対策は、笠間市地域防災計画（震災対策計画編）により対処するものとする。

2 前提条件

(1) 予想震度

東海地震が発生した場合、本市は震度4以下の程度とする。ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。

第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱

〔警戒宣言時（「東海地震情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定時を含む。）の対応措置に関するものとする。〕

1 市

- (1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 災害応急対策実施の準備に関すること。
- (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- (4) 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- (5) 避難の勧告・指示に関すること。
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止又は退去命令に関すること。
- (7) 要応急保護者の保護に関すること。
- (8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- (9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

2 県

- (1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の準備に関すること。
- (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- (4) 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。
- (5) 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- (6) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

3 指定地方行政機関

風水害等対策計画編1 総則第3節「防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

4 自衛隊

風水害等対策計画編1 総則第3節「防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

5 指定公共機関

風水害等対策計画編1 総則第3節「防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

6 指定地方公共機関

風水害等対策計画編1 総則第3節「防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

7 市民等

- (1) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者
 - ア 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること。
 - イ 自衛防災体制の確立に関すること。
 - ウ 災害発生の予防措置に関すること。
 - エ 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
 - オ 市が実施する地震防災応急対策の協力に関すること。
 - カ 避難に関すること。

(2) 居住者等（居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体）

- ア 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関すること。
- イ 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関すること。
- ウ 初期消火の準備に関すること。
- エ 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
- オ 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関すること。
- カ 隣保共助による地域防災への協力に関すること。
- キ 社会秩序維持の協力に関すること。
- ク 避難に関すること。

第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 東海地震注意情報等の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報
- (2) 東海地震予知情報
- (3) 東海地震観測情報

第2節 警戒体制への準備

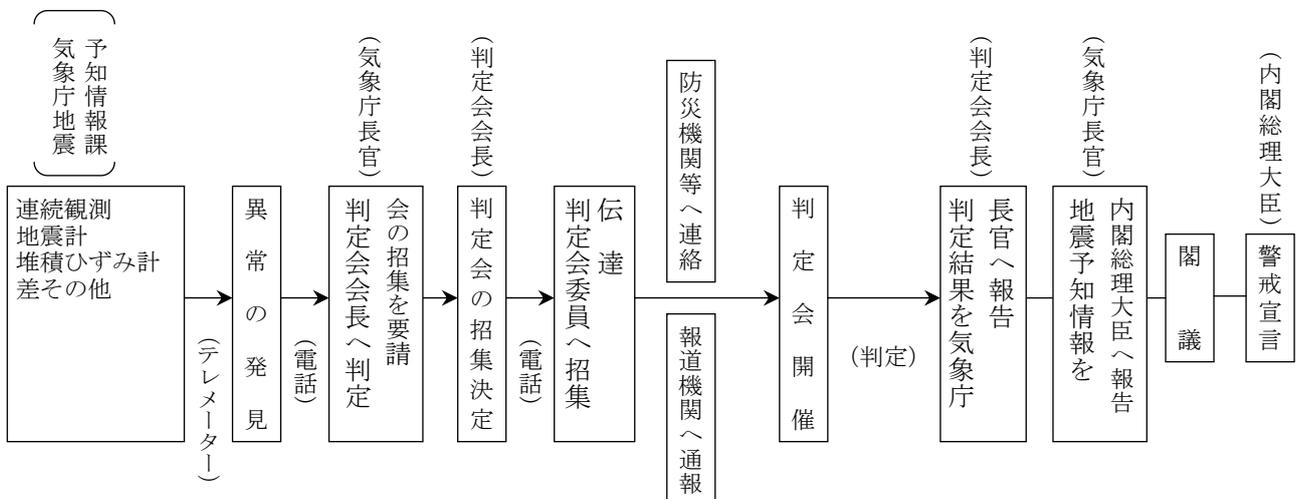
市は、東海地震注意情報を受けたとき、または了知したときは警戒宣言の発令に備えて速やかに対応できるよう措置するものとする。

主な事項は次のとおりである。

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備
- (2) 災害対策本部設置の準備
- (3) 社会的混乱防止のための広報
- (4) その他必要な措置の準備

第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について

1 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス



2 東海地震に関する情報

(1) 東海地震注意情報

東海地震における歪計2箇所での変化プレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合、観測値の変化等から東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合は東海地震注意情報を発表する。

また、判定会が開催された場合等には、東海地震注意報の続報により発表する。なお、従来の「判定会招集連絡報」は廃止された。

東海地震注意情報の発表に伴う主な防災対応としては、①準備行動（準備体制）開始の意思決定、②救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備の実施、③住民に対する適切な広報、等が考えられる。

なお、東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められる場合等は、東海地震注意情報を解除する。解除は、新たな東海地震注意情報によって行われる。

(2) 東海地震予知情報

東海地域における歪計3箇所以上での有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合等、観測値の変化等から東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に第1報を発表し、東海地震の発生への厳重な注意を呼びかける。第1報の発表は警戒宣言発令とほぼ同時に行われる。続報ではその後の経過や警戒宣言の発令について言及する。

東海地震予知情報の発表に伴う主な防災対応としては、地震防災応急対策の実施や地震防災警戒本部の設置があげられる。

なお、次のア又はイに該当する場合は、東海地震予知情報を解除する。（解除宣言発令とほぼ同時に行われる）解除は、新たな東海地震予知情報によって行われる。

ア 東海地震が発生した場合。

イ 東海地域における全ての歪計の変化が収まる等、プレスリップの可能性がなくなったと認められている場合等、東海地震発生のおそれがなくなったと認められる場合。

(3) 地震予知情報

判定会が開催され、判定会長から「強化地域に係る大規模な地震発生のおそれがある」とする判定結果が報告された場合には、気象庁長官は「地震予知情報」として内閣総理大臣に報告する。

また、その後の状況の変化、例えば、予想された大規模地震の発生の時期がさらに遅くなることが予想される、あるいは、地震発生のおそれを予想していたがそのおそれがなくなってきたなどの場合、すなわち、「当該地震に関し、新たな事情が生じたとき」に相当する場合、この情報は「地震予知情報」として、内閣総理大臣（または地震災害警戒本部）に気象庁長官から報告される。このような事態では、判定会によって新たな事情に関する検討が行われる。

この場合、新たな事情として地震発生のおそれがなくなった場合は、内閣総理大臣は警戒解除宣言を発することになる。その他の状況変化の場合は、地震災害警戒本部長声明が出されることが考えられる。

(4) 東海地震観測情報

歪計の観測値に変化が現れたり、顕著な地震活動が想定震源域内またはその近傍で発生したが、この変化や地震活動が東海地震の前兆現象である可能性について直ちに評価できない場合に発

表する。

また、次のア又はイのような場合にも「安心情報」であることを明記して東海地震観測情報を発表する。

ア 東海地震におけるすべての歪計の変化が収まる等、東海地震の前兆現象と考えられているプレスリップの可能性がなくなったとみとめられる場合等、または、地震が発生しているが、特段の地殻変動が観測されていない（プレスリップに沿った変化と判断されない）こと、かつ、地震活動が順調に減衰する傾向であることが認められた場合等、東海地震発生のおそれなくなったと認められる場合。

イ 発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合

3 警戒宣言

警戒宣言は、警戒宣言、警戒態勢を執るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知に関する情報と、地震予知情報の内容を組み合わせたものに内閣府が作成して関係機関に通知されるものである。次に警戒宣言の例文を示す。

訓練 東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を發します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6以上、その隣接地域では震度5程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

平成 年 月 日

内閣総理大臣

第4章 警戒宣言発令時の対応措置

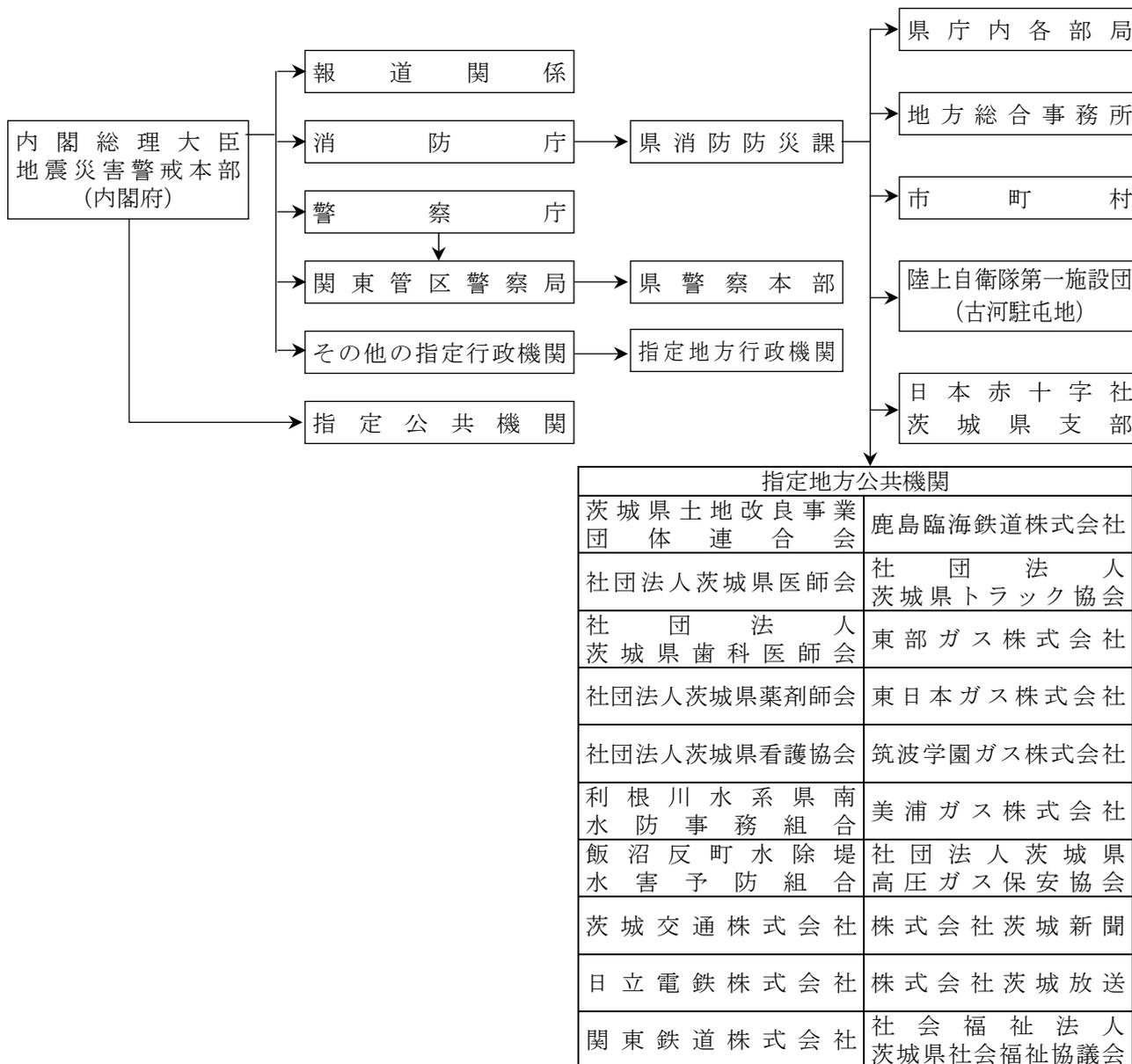
警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。

第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

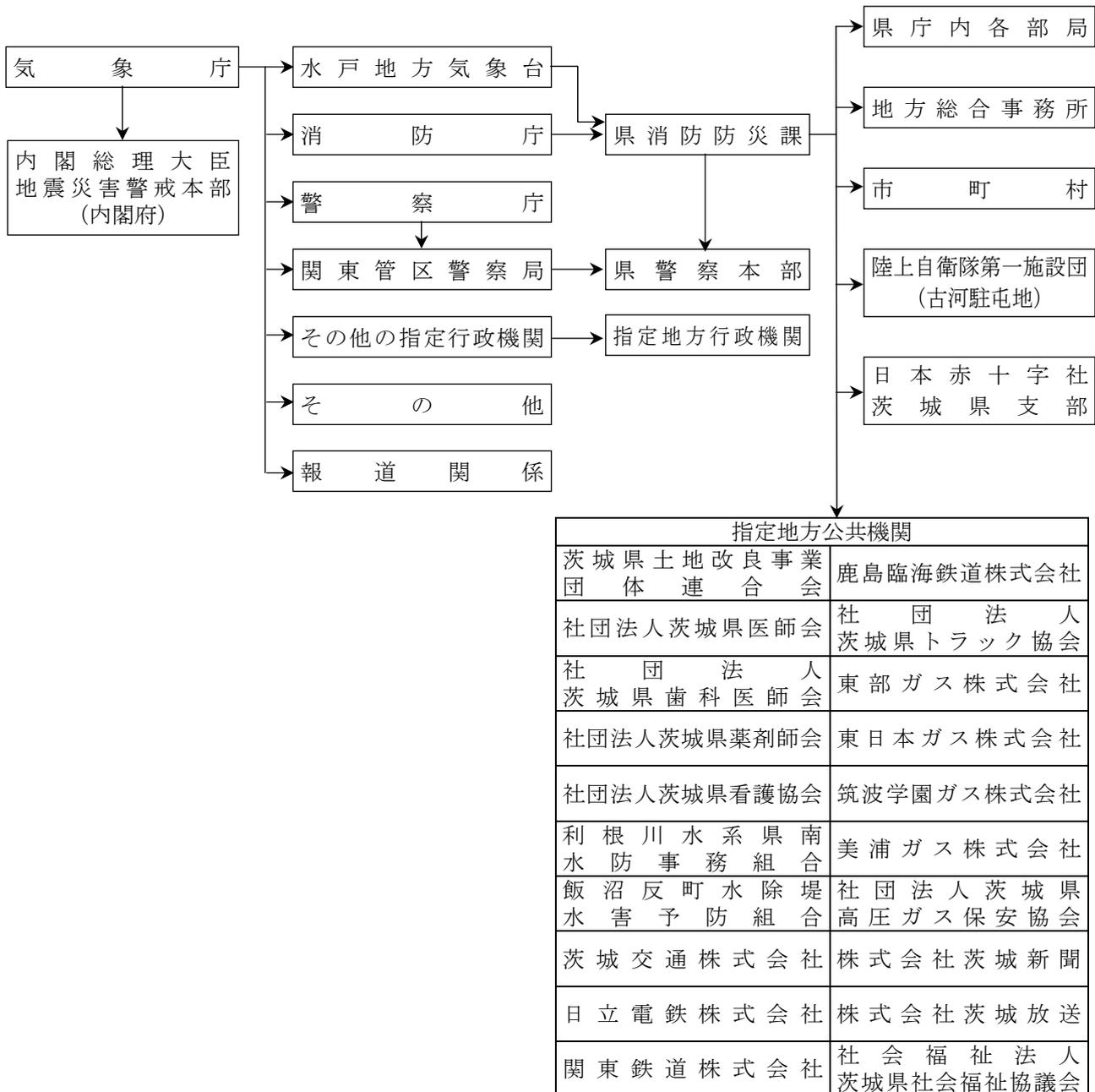
1 伝達系統

次の系統図による。(水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。)

(1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統



(2) 東海地震予知情報伝達系統

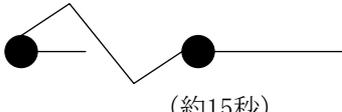


2 伝達事項

- (1) 警戒宣言
- (2) 東海地震予知情報
- (3) 警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

3 市民等に対する警戒宣言の周知

- (1) 市は、警戒宣言の発令を了知した場合は地震防災信号、防災無線、広報車等によるほか区長会、自主防災組織等を通じて市民等へ周知するものとする。
- (2) 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第4条）

警 鐘	サイレン
<p style="text-align: center;">(5点)</p> 	<p style="text-align: center;">(約45秒)</p>  <p style="text-align: right;">(約15秒)</p>
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

第2節 警戒体制の確立

警戒宣言が発令された場合は、市は、直ちに災害対策本部等を設置して、社会的混乱の未然防止を図るなど地震防災応急対策を実施するものとする。

その活動体制については、地域の実情に即した効果的な対策が実施できるよう確立するものとする。

市は、警戒宣言の発令を了知した場合は、県の活動体制に準じた体制として、直ちに市災害対策本部・同地方本部を設置する。

第3節 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、または発生する恐れがなくなるまでの間において、災害発生の未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、市をはじめ一般市民にいたるまでそれぞれの責務を果すとともに、関係機関が相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。

1 広報対策

警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに市民等に対し、地域の実情に即した適切な広報を繰返し行い、その周知徹底を図るものとする。

(1) 広報の内容

以下の内容とし、特に重要な事項については、基本的文案をあらかじめ作成しておき、迅速に対応ができるよう配慮するものとする。

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- イ 市長から市民への呼びかけ
- ウ 事業所及び居住者等が緊急にとるべき措置
- エ 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- オ 混乱防止のための措置
- カ その他状況に応じて事業所又は居住者等に周知すべき事項

(2) 広報の実施方法

市は、防災無線、広報車等によるほか区長会、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

2 消防、水防対策

警戒宣言が発令された場合、市は、県及び消防本部等防災関係機関と連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講ずるとともに、地震に起因する河川等の堤防決壊等による浸水に備えて水防活動も併せて実施するものとする。

(1) 消防対策に関する市及び消防本部の措置

市及び消防本部は、消防活動体制を確立するとともに防災関係機関と協力し、地域住民等が実施する地震防災応急対策（警戒宣言等情報の収集・伝達、火気使用の自粛等の出火防止措置、危険物等施設・消防設備等の緊急保守点検・巡視・修理、自衛防災組織の配備等）の徹底が期せられるよう、広報又は巡回点検など必要な措置を講ずるものとする。

(2) 水防対策に関する市（水防管理団体）の措置

東海地震が発生した場合、河川、溜池等において、出水時に不測の事態が生ずるおそれもあるため、施設の管理者及び防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合、災害発生の未然防止に万全を期するものとする。

なお、この場合の水防対策については、市水防計画に基づき実施するものとする。

水防管理団体である市は、防災関係機関等と緊密な連携をとり、浸水による災害の未然防止と被害の軽減を図るものとする。

主な措置は次のとおりである。

- ア 水防体制の確立
- イ 重要水防箇所の点検・監視
- ウ 水防資機材の点検・整備
- エ 避難の勧告・指示及び誘導
- オ その他必要な措置

3 危険物等施設対策

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止の必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。

4 公共施設対策

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるように必要な措置を講ずるものとする。

(1) 上水道対策

ア 緊急貯水の実施

水道事業者等は、災害時における応急給水に備え、緊急貯水を実施するとともに、市民においても緊急貯水を実施するものとする。（このため、一時的に多量の水道水の確保が必要となるので、緊急貯水に係る措置に関する要領等を定めるなど、その確保方策の内容を明示するものとする。）

また、市民の緊急貯水に関する広報についても、必要に応じて明示するものとする。

イ 施設点検及び工事の中止

水道事業者等は、二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後、ただちに塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとるものとする。（このため、

その措置に関する要領を定めるなど、具体的な実施内容について明示すること。)

(2) 下水道対策

ア 業務の方針

警戒宣言が発令された場合においても、利用者への影響が軽減されるよう適切に対処するとともに、地震による災害発生の未然防止に努めるものとする。

イ 人員・資機材の点検確保

(7) 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画にもとづき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。

(イ) 資機材の点検確保

応急措置用資機材の点検整備を行う。

ウ 施設の保安措置

東海地震予知情報に基づき、次に掲げる保安措置を講じる。

(7) 特別巡視及び特別点検等

下水道施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

(イ) 工事中の施設についての対策

工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

エ 危険物等に対する保安措置

(7) 石油類等危険物の取扱い装置については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉めるとともに、火気厳禁の指令及び市民を近づけないようにする。

(イ) 塩素ガス等

- ① 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量を確認する。
- ② 塩素室の各扉を閉鎖し、外部への漏洩防止策を講じる。
- ③ 状況に応じ塩素ガスボンベの元バルブ閉鎖を行う。

(ウ) 消火ガス

- ① 消火槽各槽及びガスタンクの安全装置を点検する。
- ② 状況に応じ消火槽各槽及びガスタンクの元バルブ閉鎖を行う。

(エ) 化学薬品等取扱い施設

- ① 転倒、落下、流出拡散防止等の措置を講じる。
- ② 引火又は混合混しよく等による出火防止措置を講じる。

5 教育、医療、社会福祉施設対策

(1) 教育

ア 学校

学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保並びに施設の安全管理に万全を期するものとする。

(7) 警戒宣言の内容の周知徹底

- ① 市長は、市教育委員会を通じて、管内に所在する学校の長に対して、警戒宣言、東海地震予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。
- ② 校長等は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、市（災害対策本部等）及び地域の

関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を教職員に周知させるものとする。

- ③ 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指示をする。なお、この際、児童生徒等に不安・動揺を与えないよう配慮する。

(イ) 児童生徒等の安全確保

① 授業の中止等

- ・ 警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- ・ 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。
- ・ 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡をとり、原則として、直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。

② 児童生徒等の保護及び安全な下校

校長等は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行わせて上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させるものとする。

・ 幼稚園

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

・ 小中学校

あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法（通学班等）により帰宅させる。

なお、心身に障害のある児童生徒等については、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

・ 高等学校

実情に応じて、適切な方法で帰宅させる。

なお、交通機関利用者については、交通機関運行状況等を把握の上、適切な方法で帰宅させる。

・ 特殊教育諸学校

スクールバスで通学している児童生徒等は、緊急連絡網等により、引き渡しの時刻及び場所を連絡し、直接保護者に引き渡す。

スクールバス以外で通学している児童生徒等は、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

寄宿舎に入舎している児童生徒等は、寄宿舎に帰し、寄宿舎内で保護し、緊急連絡網等により連絡し、状況に応じて直接保護者に引き渡す。

・ その他

小学校、特殊教育諸学校及び幼稚園の児童生徒等で保護者が留守等の者は、学校で一時保護し、直接保護者に引き渡す。

③ 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

- ・ 登下校中の場合は、直ちに帰宅し、家族と行動を共にする。
- ・ 在宅中の場合は、家族と行動を共にする。

(ウ) 学校施設の安全管理

① 出火防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに火気使用場所や器具等の点検及び巡視を行う。

② 消火器具及び設備の点検

防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。

③ 倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。

④ 非常時搬出物品の確認と準備

重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

⑤ 薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

(エ) 教職員の確保

校長等は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保するものとする。

(オ) 学校のとるべき事前措置

学校は、上記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講じる。

① 校長等は、この対策の実施方法等について、実情に応じて具体的に定める。

② 校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の役割等について具体的に周知する。

③ 教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童生徒等の行動等について、具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。

④ 校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に次のことについて協力を得る。

- ・ 警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置
- ・ 児童生徒等の登下校の具体的方法
- ・ 緊急連絡網の整備

イ 学校以外の教育機関

学校以外の教育機関については、アの学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。

(2) 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

ア 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。

イ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

ウ 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。

エ 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

オ 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

(3) 社会福祉施設

ア 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。

イ 情報の収集・伝達

施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、市災害対策本部等に連絡をとり、正確な情報の収集及び伝達を行う。(特に通園施設(中でも保育所)においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておく必要がある。)

ウ 消火活動の準備

危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。

エ 救護活動の準備

救急医薬品の確保、緊急救護所の設置を行う。

オ 応急物資の確保

食料・飲料水等の確保を行う。

カ 安全指導

(7) 設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要な動揺を与えないようにする。

(イ) 施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難場所に避難させる。

(ウ) 入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設又は避難場所へ引き取りに来た場合にのみ行う。

6 劇場、百貨店、高層ビル等対策

不特定多数の者が出入りする劇場、百貨店、高層ビル等の管理者等は、警戒宣言の発令を市の広報、テレビ、ラジオの放送等で知した場合は、顧客、観客、来訪者、従業員等(以下「顧客等」という。)の混乱防止と安全確保を図るものとする。

主な措置は次のとおりである。

(1) 自主防災体制の確立

(2) 情報の収集・伝達

顧客等への情報の伝達については、避難誘導の必要がある場合は、従業員のそのための配備を完了した時点で行うものとする。

(3) 避難誘導の準備又は実施

(4) 出火防止の措置

ア 火気使用の制限又は中止

イ 火気使用器具、LPGボンベ、燃料タンク等の安全確認

(5) 消防用設備、器具の点検及び使用準備

(6) 転倒及び落下防止の措置

ア 窓硝子、看板等の建物の付属物

イ ロッカー、陳列棚、商品等

ウ 薬品等の危険物

(7) 応急救護の準備

(8) 顧客等の安全確保上必要と認めるときは、営業の自粛又は業務の制限

(9) その他必要な措置

7 かけ崩れ等危険区域対策

警戒宣言が発令された場合、市は県等関係機関の協力を得て次の措置を講じ、災害の未然防止に万全を期するものとする。

- (1) 地すべり防止区域、山崩れの危険が予測される区域等の点検を行う。
- (2) 地すべり、山崩れ等の危険が予測される地区に対し、避難勧告等の適切な措置を行う。
- (3) 上記区域内で工事中のものがある場合は工事または作業関係者に対し、工事または作業を中止して安全対策を講じるよう指示するとともに、工事箇所への立入禁止等の措置をとる。

8 生活物資対策

警戒宣言が発令された場合、市は関係機関・事業者・団体及び市民の協力を得て、日常生活物資の著しい不足、価格の異常高騰等による経済生活混乱の未然防止に努めるものとする。

第4節 市民等がとるべき措置

警戒宣言が発令された場合、本市の市民等は、東海地震に係る災害発生 of 未然防止又は被害の軽減を図るため、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、市長等が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

1 家庭

- (1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。
また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
- (3) いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 火気の使用は自粛すること。
- (5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- (7) 身軽で安全な服装になること。
- (8) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認すること。
- (10) 自主防災組織は配置につくこと。
- (11) 不用不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

2 職場

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。
- (2) いざというときの身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火気の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程などにに基づき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。

- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。(第3節の7参照のこと)
- (9) 正確な情報の把握に努めること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

